

国民と森林

2003年・秋季
第 86 号



国民森林会議



日本の森林・林業セクターから 世界経済システム変革の狼煙を!

泉 英一

(愛媛大学農学部)

非常に過激なタイトルになってしまい、お読みいただけたか不安ですが、一大学人の呟きに暫くお付き合いいただけたら幸いです。

一 地球環境問題が近代文明の絶対的制約条件となつたが、その原因の大半は「石油の使い過ぎ」といってよい。従つて、二一世紀の課題である「循環型社会」を構築するためにもつとも肝要なことは、石油依存から植物資源依存への大転換といえる。一九九七年の地球温暖化防止「京都議定書」は、世界の森林・林業の位置づけを根本から変えた。森林を利活用することによって石油消費を少しでも抑えることは「絶対的善」となり、間伐、人工林等の意義も大きく変わったわけだ。「林業」は肯定されるものとなり、その発達が人類史的課題となつた。

林は年間約七千万立米の成長量を誇るが、〇二年には約一七百万立米の伐出量しかない。過小伐出である。他方で外国産材の輸入量は七四百万立米である。

三 第一項で述べたことと、第二項で述べた現実には信じられない落差がある。これは一体何に起因しているのか。

四 第二項に述べた事態の原因是、日本の森林・林業セクターの自助努力不足や地形等の自然的条件によるのだろうか。それらが原因の一翼を担つているのは事実だが、最大の問題は近年の木材価格の下落である。木材価格を規定している国際的な交易条件があまりにおかしいということではないか。

二 他方で、日本林業は、経済的には壊滅的状態にあるといつても過言ではない。行政支援があつてようやく部分的な間伐材の伐出・市場化が実現しているに過ぎない。日本の森

五 現在の世界経済システムを特徴づけるイデオロギーは、「自由貿易主義」と「市場原理由（万能）主義」といってよい。これらは、約二〇〇年前、近代文明勃興期にあってA・ミスやD・リカードなどの天才的研究によつ

て根拠付けられたものである。当時としては、極めて優れた整理であつたが、その後の盛衰を経て、二〇世紀末頃から、これらのイデオロギーがまた世界的に猛威を振るつてゐる。近代文明を終焉させるべき今の時期にこのようない状態とは「時代錯誤」としかいいようがない。我々は自由貿易等をやむを得ない「事件」と考えがちだが、果たしてそれでよいのか。

六 まず、貿易について2つの面から考える。第一。貿易は無条件に善といえるのか。植物資源への依存を強めていく時には、地域的・共同体的管理こそが適切ではないのか。「地域内循環」こそが目標となり、貿易は必要最小限に抑えることを地球環境絶対制約下における指導原理とする必要がある。第二。自由貿易を仮に認めて問題はある。現在の為替レートは果たして公正に決定されているのか。例えば、元のレートは安すぎる。（購買力平価とは二三%の乖離がある。第一生命経済研究所試算）。フィンランド材、あるいはニューヨーク

目 次

季刊 国民と森林

No.86 2003年秋季号

卷頭言

日本の森林・林業セクターから世界経済

システム変革の狼煙を！ 泉 英二 2

論説

「新しい森林・林業基本政策の問題点」

餅田 治之 4

法定外目的税と森林整備

－高知県の試みから－

小田 米八 7

－定点からの報告－

日本のこれから森林を考えて

NPO・NGOの家を作った

山田 純 12

切り抜き森林・林政ジャーナル

アトランダム雑誌切抜き 16

温暖化対策税制の具体的な制度の案

～国民による検討・議論のための提案

(横組のため、巻末ページより)

ジーランド材も為替レート論で説明がつく
(中本「木材産業から見た日本」「山林」本年
八月号)。本来、為替レートは、「購買力平価」
あるいは「労働価値の国際比較」によって決
定されるべきものではないか。第三、違法行
為(伐採)が世界的にあまりに横行していな
いか。五・六年前から問題となりながら、有
効な手立てが打たれていない。

貿易に実際に関係しているのは5%に過ぎな
い(榎原『為替がわかれば世界がわかる』)。
大部分は投機的資金である。第一、デリバティ
ブ(金融派生商品)の発達により、〇一年の
店頭取引残高は、想定元本約一百兆ドルだが、
実際の市場取引残高は三兆ドルに過ぎない。
後者が保証金となって、三三倍の信用が世界
中をうろついている。地球の未来に責任を持
たず、短期的視野しかもたない信用や貨幣が
現在の世界経済システムを支配している。不
正蓄財、犯罪、石油等に由来する「悪いマネ」
に国際金融は支配されているのではないか。

八 近代末期の世界経済システムの異常さを、
日本の森林・林業の立場から明確に攻めなけ
ればならない時期にきたのではないか。この
点を突かない限り、日本林業復活の根拠は永
遠に得られない。林政・林業経済研究者はこ
の課題に正面から取り組む必要があると考え
る。

雜木林一冬 F20号

小林金三(札幌在住)

子どものころから、ゲレンデを好まず一人で
林の中にはいっていった。真っすぐ滑ることが
できないから、少し滑っては腰を雪のなかに放
り投げては停り、周わりの木樹を眺め、林の静
けさに耳を傾けた。

幅広の山スキーにアザラシを張りつけて犬と
“森林スキー”を楽しんだが、もうできなくな
った。80歳の年齢をひとごとに聞いていても肉
体は確実に衰えている。しかし軀のなかを吹き
抜ける風は変わらない。

目次題字 隅谷三喜男

論説 「新しい森林・林業基本政策の問題点」

餅田治之

(筑波大学農林学系)

1. はじめに

二〇〇一年七月、林業基本法が約四〇年ぶりに改正され、新たに「森林の有する多面的機能の発揮」と「林業の持続的かつ健全な発展」を基本理念とする森林・林業基本法が施行された。この改正によって、わが国の林政は、森林に対する国民的な要請の変化を受けて、木材生産重視から公益的機能重視へと大きく旋回したといわれている。森林に対する社会的要請の変化や、環境重視の政策の必要性は理解できるにしても、新たに施行された森林・林業基本法には様々な問題点が内包されているのもまた事実である。

ここでは紙幅の関係から、問題点のうち森林法と基本法との関係に関する点と、林業の担い手問題を取り上げ、それを検討することにより、新基本法の課題を考えてみたい。

2. あいまいな森林法と森林・林業基本法の関係

最初に取り上げるべき点は、森林法と森林・林業基本法の関係についてである。わが国では、従来から「物としての森林」のあり方を規定するのは森林法、森林を経済的に利用する立場からの法律が基本法というように役割分担がある。旧林業基本法も同様であったが、森林・林業基本法は政策の理念や方向性を示す宣言法という形をとっている。宣言法は一般に関連する他の法律に対して優越するという性格を持つているため、森林・林業基本法も他の森林や林業に関係する各種法律に対して上位に位置づけられるべき性格の法律であるとされている。確かに、旧基本法は高度成長を遂げつつあった当時のわが国経済社会に対し、「林業総生産の増大」を基本理念として日本林業の役割を描いたという意味で宣言法としての性格を持っていた。そして、四〇年ぶりに改正された森林・林業基本法体（森林法第一条）」ことが目標とされ、その

も、二つの基本理念に基づいて森林整備の基本方向と林業の発展方向を示したという意味で、やはり宣言法としての性格は貫かれているといつて良いであろう。しかし、森林の存在そのもの、あるいは森林のあり様といった森林に関する基本的な側面を上位の法律である基本法で定めるのではなく、人間が森林を経済的に利用する商業的側面を基本法で規定するのは、ことの順序ないし秩序の点で倒置しているというべきであろう。宣言法として上位の法律で規定するとしたら、本来それは森林そのものであるべきだと考える。もう少しほきり言えば、「森林基本法」が上位の法律として設定され、その下で林業の将来像なり展開方向を規定する「林業法」が規定されるというのが、本来あるべき政策体系なのではないかということである。

この点少し踏み込んでみると、「物としての森林」のあり方を規定しているはずの森林法では「森林の保続培養と森林生产力の増進とを図る（森林法第一条）」ことが目標とされ、その

目標達成の手段として森林計画制度と保安林制度が規定されている。いうまでもなく保安林制度の方は、公益的機能を確保するための保安林の指定とそこでの施業規制が制度の中心で、たしかに直接的に「物としての森林」を規定した制度であるとみて良いであろう。しかし森林計画制度の方は簡単ではない。森林計画制度の方は、単なる物的な森林の管理にはとうてい必要なと思えるような複雑な計画体系が整備され、個別経営にとっては森林の物的管理計画というよりは、事実上林業の経営計画とみることが出来る「森林施業計画」が用意されている。さらに所有者の施業・森林経営を助長する仕組みも用意されているのである。従って森林計画制度には、政策当局の主観的意図はどうであれ、客観的には林業に関する制度といつてもおかしくない。つまり森林法は、一方で環境資源としての森林をあり方を問題にしつつ、同時に木材生産を目的とする森林所有者の経営を取り上げており、「物としての森林」ばかりでなく林業経営をも対象としている。その意味で森林法も一部「林業法」的性格も有しており、曖昧さが残っているのである。一方基本法の方は、旧基本法ははつきりと「林業法」であったし、新基本法も木材生産重視から公益的機能重視へと大きく旋回したもの、「林業の持続的かつ健全な発展」という「林業法」としての性格は堅持されている。

このようにわが国の森林・林業を規定する二

制度の体系が不明瞭で、その政策目標に対しても具体的手法としているのかわかりにくい構造になっているのである。たとえば、森林計画についていえば、基本法に基づいて「森林・林業基本計画」の策定と林道・森林整備・木材供給などの数値目標が示され、森林法に基づいて「全国森林計画」およびその他の各種計画が策定され、数値目標の実現に関しては個別の森林経営の計画の積み上げに頼るという、制度としてぎくしゃくした形になっているのである。さらにつつしたこと以前に、森林計画は林業法である基本法にも物的森林管理の法律である森林法にも規定されているため、そもそも森林計画は「森林の保育培養と森林生产力の増進」とを図るための壮大な仕掛けなのか、あるいは「林業の持続的かつ健全な発展」のための仕組みであるのか、理解できなくなっている。

新基本法制定を期に、森林の持つ各種機能を前提として、その機能を維持し、發揮させるべき森林の状態を規定する「森林基本法」を上位法として制定し、それに基づいて人間が森林を経済的に利用する仕方を規定した「林業法」を下位の法律として位置づける法的体系の構築が必要であったのではないか。

3、林業の担い手はどう変わったか

旧基本法は、高度経済成長の時代的背景のもとで、増大する木材需要に対する対応を図りつ

性を同時に目標とし、それぞれ性格をはつきりさせないまま並立しているために、総じて政策・制度の体系が不明瞭で、その政策目標に対しても何を具体的手法としているのかわかりにくい構造になっているのである。たとえば、森林計画についていえば、基本法に基づいて「森林・林業基本計画」の策定と林道・森林整備・木材供給などの数値目標が示され、森林法に基づいて「全国森林計画」およびその他の各種計画が策定され、数値目標の実現に関しては個別の森林経営の計画の積み上げに頼るという、制度としてぎくしゃくした形になっているのである。さらにつつしたこと以前に、森林計画は林業法である基本法にも物的森林管理の法律である森林法にも規定されているため、そもそも森林計画は「森林の保育培養と森林生产力の増進」とを図るための壮大な仕掛けなのか、あるいは「林業の持続的かつ健全な発展」のための仕組みであるのか、理解できなくなっている。

この家族経営的林業を産業として自立した林業の担い手とするという見方については、そもそも森林経営（造林・育林投資）は資本主義的な産業資本としては発展し得ないという批判（注1）や、森林経営は積極的な企業的経営には展開し得ないという批判（注2）がある。たしかに森林経営が資本主義的な産業資本として発展するのは論理的に不可能であるというのは理解できるが、しかし、旧林業基本法が目指したのはあくまで「家族経営的林業」であって、資本主義的な機能資本としての森林経営ではなかった。もうすこし具体的にいえば、旧基本法が目指した林業は、自らが所有する土地を生産手段として、投下した不变資本（c部分）と労働力の賃金（v部分）が回収されれば満足し得る経営であり、資本に対する利潤（m部分）を要求しなくとも成立し得る小生産者的な経営であった。わが国のように高度に発展した資本主義社会においても、こうした小生産者の存在は広範に認められるわけで、そうした政策目標 자체は無意味であったとは思わない。そして、たとえ資本主義的・企業的経営にはなり得ない経

営であるとはいっても、旧基本法では国民経済に対する木材供給と林業従事者の所得向上の担い手として小生産者が指定され、政策の主体が明確に設定されていたのである。

これに対して新基本法で担い手問題はどう扱われているか。新基本法では林業の担い手についてそれほど明快な議論はなされていないわけではないが、あえてあげれば、新基本法第一九条で述べられている「効率的かつ安定的な林業経営」がそれに相当するであろう。これは、今日の厳しい林業事情のなかでも高い生産性と収益性を確保し、将来にわたって林業経営を継続できる経営体ということで、具体的には、①所有規模一〇〇～五〇〇haの林家のうちの一、一〇〇戸、②五〇〇ha以上の林家約二〇〇戸、③五〇〇ha以上の会社約三二〇〇社、合計一、七〇〇事業体であるという（注3）。かつて旧法ではわが国林業の担い手として中小規模の家族経営的林業が指定されたが、新法では一〇〇～五〇〇ha層を含む以上の林家と会社というように、規模が拡大され、選別され、かつ会社が加えられることになった。それは、もはや中小規模では森林経営の採算が合わないこと、高い生産性と収益性を確保できるのは一〇〇～五〇〇ha以上の森林所有者で、かつ森林経営者としてのマインドを喪失していないという選別された者だけを担い手と考えるようになつたということである。

しかしこの四〇年間に明らかになった日本林業の動向や世界の林業の動きをみた場合、單に

規模の拡大や会社を加えただけで日本林業の担い手として良かったのだろうか。

この間、わが国の森林経営は、たとえ利潤を要求しない小生産であっても採算に合わない状況に陥り、長伐期化が志向されたり森林管理の放棄が進んでいることがはつきりした。それ故に「新しい森林・林業基本政策」の直前に実施されたいた流域管理システムの政策では、もはや単独の森林経営の担い手を指定せず、一定の地域のなかで林業を構成する各セクターの結びつきにわが国林業の未来を求めていたのであった。こうした政策展開から見れば、単に規模を拡大しているだけの新基本法の担い手論は、政策として明らかに後退していると言うべきであろう。

また、林業について世界の動向を見ると、世界の木材資源が天然林から人工林へと大きく旋回する中で、先進国はむしろ短伐期化する傾向が明確になってきている（注4）。そして特に先進国では、こうした短伐期林業は大手木材加工資本の原料確保部門として経営されているよう思われる。一九九〇年代、アメリカ、カナダ、ニュージーランド、チリ等で展開した大手林業資本によるM&Aは、それぞれの企業の個別の経営事情を反映した動きではあるが、原料となる森林資源の確保のために行われたという基本的な侧面も無視できないのではないか。こうした理解が正しいとするならば、わが国の森林経営の担い手も、森林経営単独で自立し得る経営を考えるのではなく、木材加工

業などによる原料部門としての森林経営など、新たな林業構造の可能性を求める必要があったのではないか。それも流域単位で合意形成された各セクターの結びつきを伸ばす方向での林業構造を目指す必要があったのではないかと考えるのである。

注1：成田雅美氏は、かつて鈴木尚夫氏の「林業における地代理論の考察」や柳幸広登氏の「木材価格形成論」が提起した育林投資の意味を整理し、育林投資は資本主義的な産業資本としては成立し得ないことを理説的に示した上で、旧基本法制定時に家族経営的な森林経営が主張されたのは、「閉鎖的経済体制の中で生み出された特異な木材価格高騰を、将来に投影し前提とする経営論にすぎなかった」と分析されている。（「森林経営の社会史的研究」、日本林業調査会、一九九七、P二三九）

注2：遠藤日雄氏は、「森林経営は、資産保持的性格・造林技術の低位性・地代取得的性格等のために、能動的に利潤追求を行わない消極的な経営である」という趣旨の分析をしておられる。（「森林・林業基本法と担い手問題」、「林業経済研究」、一〇〇三年三月、P四一～四二）

注3：森林・林業基本政策研究会編、「新しい森林・林業基本政策について」、地球社、二〇〇二、P二二八

注4：この点に関しては、岩井吉弥、「世界の林業の短伐期化と日本の林業」（『林業経済』、一九九八年七月）を参照。

法定外目的税と森林整備 —高知県の試みから—

小田米八

(高知市在住)

二〇〇〇年四月の「地方分権括法」の施行による地方税法が改正されて以降、自治体は「法定外目的税」の検討・創設に熱心である。

これまでの中央集権構造下での政策決定と、国の助成制度・補助金に拘束され陳情型予算確保とひも付き事業が誘導されてきたことからすれば、本制度は地域の実情にそった真に必要な政策課題と結合した税財源確保の手法として評価されうるのか。三位一体改革が叫ばれながら税財源の地方移譲が進まない中で、課税自主権の拡充となる新たな税制度が三自治の活力源になりうるのか。住民参加を基本に、導入への合意形成を図ることで税収と税の使われ方が具体的に見える制度として納税の民主化が図られるのか。

水源かん養機能に着目

二〇〇一年三月、府内組織の高知県自主税財源拡充等検討会が、「法定外目的税としての水源かん養税を本格的に検討していくことが望ましい」とする報告書をまとめた。この年の年頭所感で橋本知事は、「水源地域の森林を整備し守る費用に充てるため、その水の利用者に水源かん養のための税を負担していただき。こうした検討を意義深いものと述べ検討会を後押ししている。

検討会報告を踏まえ県は、四月に府内関係課及び五市町村の職員一八人で構成する新税制検討プロジェクトチームを発足させ、二〇〇三年四月から新税制を導入する前提で、県民に提起する「試案」づくり、合意形成に向けた手順等のスケジュールを定め始動した。

チームは、県下の水利用と水源林整備の実態調査やグループ検討、県民アンケート、高知の森づくり推進委員会の審議等を重ねながら、

一〇月に「水源かん養税（仮称）制度の議論に向けて」を冠した試案を公表した。試案は県民にとって唐突（六割の県民が「水源かん養税」の検討を知らなかった）なものであったが、全国一の森林率を誇りながら荒廃した県下の森林の実情に即したものとして捉えられたのである。

この試案からは行政側の二つの意図が読みとれた。一つは、水源かん養税制度の意義についてである。試案は①二一世紀のキーワードである「環境」と「地方分権」というテーマを同時に追求し実現すること、②税制度の公平・中立・簡素を確保し、県民全体の合意を形成するといったプロセスにも意義を見いだす、としたように、地方の時代における自己決定の確立と住民参加型の手法を試みるという意図であった。

二つには、水源かん養税は森林の保全を課税対象しながらも、「間伐などの直接的な森林整備事業は従来の森林行政の財源である国庫補助金や県の一般財源を中心に対応していく」との「前提」を付した上で、「税収 자체を目的と

するのではなく、広く薄い負担によって森の重要性を認識し、県民みんなで森を守っていくことを目的にする。」というものであった。この時

点から、水源かん養税は森林整備を目的とした財源調達の手段でなく、森林環境の保全の大切さといった県民意識の啓蒙を主目的にした、いわば政策手段「的」な意図が強かつたように思える。

ともあれ試案公表以降、県民対象のアンケート、森林所有者・市町村の意見聴取、シンポジウム等を通じて合意形成へのスケジュールを消化し、二〇〇二年一二月に「森林環境保全のための新税制（森林環境税）の考え方」がまとめられ、水源かん養税から森林環境税へ衣替ええた「新税」として、二〇〇三年三月県議会で審議・条例化され四月一日からスタートした。その概要は以下のとおりである。

新税制の仕組みと課題

① 条例改正の目的

「この条例は、水源かん養をはじめ山地災害の防止、気候の緩和、生態系の多様性の確保等県民のだれもが享受している森林の公益的機能の低下を予防し、……森林環境の保全に取り組むための新たな財源を確保することが目的。」と規定された。

試案では「税収自体を目的としない」としていたものが、「新たな財源を確保することが目的」とされたのである。行政主導の庁内検討から試案まで、特定した「水源」を強調しながら

着地は包括的概念である公益的機能とした論理的説明や議論がされてない。

目的が置き換えた理由は明白である。合意形成の過程で市町村長等から「納税義務者を水道の使用契約者に限定するのは水道事業の普及率から公平感に欠ける」、水道事業者からは「滞納者の負担リスク増大」という抵抗で、水道利用者への負担を求める「法定外目的税」構想が頓挫し県民税の超過課税方式の選択を余儀なくされたのである。

この高知県の結果は、水源税を検討する多くの自治体が受益と負担の公平性が壁となり進展していない現実を反映したものといえる。

② 税収源は県民税率特例で

平成一五年度から一九年度までの各年度は、「個人・法人県民税の均等割の税率に、一律・年額五〇〇円を加算する。」とした個人・法人県民税の均等割税率の特例が設けられた。この特例で新たに捻出される税収は、一億四千万円止まりと見込まれている。

試案段階から、(A)案の法定外目的税としての「水源かん養税」で年額三〇円、(B)案の県民税の超過課税方式で年額五〇〇円と、いずれの案も薄く広くが貫徹されていた。各界からは「この程度の財源で何ができるの」とから「県の一般財源の中で捻出できる額」との声が出されるなど、新税導入の必然性への疑問を残したままの出発となつた。

③ 経理の区分

水源かん養税の構想が頓挫した結果、新税は

一般財源となるため県税条例の改正と抱き合わせで「高知県森林環境保全基金条例」を定め、「新税導入の目的を達成するため加算額の収納相当金額を基金として一般会計歳入歳出予算で定める。」こととされた。

県は、基金条例をもって税収の特定財源化を図ることで、実質的な「法定外目的税」であると説明をしているが税制上は一般財源である事に変わりない。

④ 新税の用途

「試案」はボランティア支援等のソフト事業のみであったが、新税の目的に合わせてソフト面での「県民参加の森づくり推進事業」に加えて、ハード部門での「森林環境緊急整備事業」の二本柱を推進することになった。

ソフト事業は、(ア)森づくりへの理解と参加を促す広報事業、(イ)森林所有者への働きかけ等の健全な森づくり推進事業、(ウ)こうち山の日推進事業、(エ)森づくりへの参加の場としてのモデル林の整備事業で組み立てられている。

森林環境緊急整備事業は、従来の補助金事業とは別枠として、水土保全林（保全型）で公益上（水源林）重要な緊急を要する放置林を対象に、森林所有者と県が協定を結び、五年間で一五〇〇ヘクタールの規模で強度間伐（四〇%）を県が実行し針広混交林に誘導する。という内容である。

水源林として混交林が優位という一面的な考え方には議論は残るが、放置林を対象に公的管理を打ち出した姿勢は評価したい。

この試みを進めるとすれば、いまだ不鮮明な混交林化の施業体系や施業方法等を県民に開示する必要がある。県の目指す将来の姿では、人林二十九万三千ヘクタールの内三万ヘクタールの混交林化を推進するとしていることからも、人五〇〇ヘクタールを含め森林所有者をはじめ関係者の合意に向けた取り組みが重要になってている。

また、公的管理の面からも、一般財源の中で行われる放置林等に対する市町村長の勧告に基づく経営・施業委託との関連・整合性を図る必要がありはしないか。

⑤ 五年後の見直し

この新税制による課税は、五年経過した時点で制度の見直しや継続の可否について検討するとしている。見直し議論は当然ながら、事業内容で客観的に数値で示されているのは一五〇〇ヘクタールのみであり、ソフト事業はその成果と課題をどのような物差しで推し量るのか、各事業毎の目標を明らかにすべきである。

⑥ 二〇〇三年度予算

新税分の〇三（平成一五）年度予算は、一億一千九百万円の収取を見込み、一億四百万円の事業費を計上している。広報・宣伝・イベント・調査費用等ソフト事業が歳出の七二%・七千五百万円を占めている。

試案段階では、影も形もなかつた「こうち山の日」構想が、シンポジウムにおける橋本知事の発言で一躍主要事業に採用され、三千万円（予算の一九%）の事業費が計上されたこと事

態、恣意的といわざるを得ない。我が国には、森林を対象にした祝日・行事日が定着しており、屋上屋を架すよりも既存の祝日等（歴史的違和感を持つ者も少なくないが）に工夫を加え、県民が主人公の山の日行事を一般会計で企画するのが合理的と考える。

以上、高知県の試みは徴税の目的と手段に混乱が見られ、なぜ新税かという疑問が払拭されないまま出発したよう思う。

「前提」にされた、森林整備は従来型では問題解決しないからこそ新税制度の議論ではなかったのか。合意形成に向け自由な討論・意見に門戸を開いたかに見えたが、「前提」に対する川上・林業関係者の声が小さかったことも懸念される。

全国に先駆けて県議会で決議した、初回間伐の全額公費負担の実践を試みる機会でもあったのではないか。ハード事業の拡大を通じて地域に雇用の場を創出する効果も追求されて良かつたのではないかと考える。

基金制度が出発した今、五年後の見直しを待つまでもなく、二年度からはソフト事業は極力縮減・一般会計化を図り、六億円余りではあるが貴重な血税を森林整備事業に振り向けるよう事業計画が組み替えられることに期待したい。

財源根拠は公益的機能

廃棄物対策や環境保全、観光施策で「法定外目的税」の実績が散見される中、多くの自治体で森林を対象に新税検討がされている。そのほ

とんどが依然として水源かん養機能に着目した

財源論議が主流である。水という属性が持つ性質から課税対象として理解を得やすいという方便はあるが、現実に水源かん養税として成功した事例は数少ない。

水源を一地域・自治体単位で保全するといった発想には限界を感じる。山・川・海と水の流れがつくる流域を面的な施策単位として捉え、川上から川下まで共通した政策（水源の保全）を持ち合い、森林整備に共同責任を負う行政手法が効果的と考えられてきた。

しかし、近年では、水源問題に加え水質問題が自治体の政策課題になっており、河川の環境工法、排水規制・浄化、水道の安全・安定等、水を取り巻く施策ニーズが多様化している。そうした中で、水源を切り口として森林施策へ財源を集中させることの困難性が顕在化し、ましてや新たな税財源となるとその可能性は極めて薄いと考える。

加えて、一九九二年以降、持続可能な森林經營が国際的合意事項となり、二〇〇一年の森林・林業基本法の制定による理念の転換等、一九八五年の水源税や八六年の森林・河川緊急整備税構想の当時と背景が大きく変化し、税源議論も転換が求められているのではないか。

国内法の改正を受け、森林の区分・機能区分で森林の扱いに差をつける政策が導入されたが、基本的には全ての森林が公益的機能を有しているという性質に立脚し、それぞれの森林が機能を最高度に發揮できる状態に導くという視点を

持つべきでないか。

そうした観点を持つとすれば、全ての国民が享受している森林の公益的機能そのものを政策対象とし、財源議論を巻き起こすことが今日的な方策でないか。過去の水源税構想では、森林整備と受益の量的因果関係を求められたが、公益的機能という受益対象を市場原理の下でつくられた定規で量的に裏付ける必要があるのか。本来、公益的機能は非市場性として存在するものであり、森林の存在そのものが人間をはじめ全ての生物の生存基盤という連関性で十分でないか。

合意に向けて必要とすれば、日本学術会議が試算した森林の機能評価額を基に受益の総量を示すことも一考でないか。公益的機能発揮のための森林整備の財源は目的税にはそぐわないのではないか。持続可能な社会の根源的な性質を保全するのは国の責務であり、そのための財源を一般財源に求め確保することもこれまでの国責務といえる。

とはいっても、国民の理解と合意を得るためにには、現行の林政予算にどれだけの上積みが必要か、国内的施策と国際的責務をボリュームで示す必要がある。国内的には、不十分さは内在しているとしても森林・林業基本計画で示された各目標数値であり、国際的には何といつてもCOP7における森林の三・九%二酸化炭素吸収源問題がある。

この二つの課題は、総論的には国民の理解を

得られる課題であり、森林整備という共通基盤のなかで達成されるものである。具体化には森林・林業基本法に基づく森林・林業・山村政策を軸に環境政策や地域政策等を重ねることで、目標達成のための財政的基盤をつくる必要がある。これは政治の責任で実現されなければならない。

その目標を実践するのは地方である。新たな林政の推進システムは完璧ではないにしても、森林・林業基本法で国・地方・地域の役割と実施主体の社会的責務が整理された。民国一体の流域を単位として実践していく中で、補完し完成度の高いものにしていく必要がある。早急に地方・地域に権限と財源を全面的に委譲し、地域住民の参加・協力・監視の下での林政が展開できる体制を整えることが肝要と考える。

二つの新税構想

本稿、執筆中に財源問題をめぐって二つの動きがあった。

ひとつは、温暖化対策税の動きである。中央環境審議会・地球温暖化対策税専門員会がまとめた制度案を鈴木環境相が同意したことと、二〇〇五年導入という政治日程に上ったと考える。報告から感じ取れるのは、温暖化対策税は「課税による価格インセンティブ効果によって、二酸化炭素の排出削減すること」「その税収を温暖化対策に活用することによって、二酸化炭素の排出削減すること」という二つの排出削減機能を果たし得る。ものとしていることか

ら、二酸化炭素の排出削減を主目的とした税制と理解される。

税収の活用イメージでは、現時点の例として省エネをはじめ温暖化対策につながる家庭での取り組み支援、グリーンな交通社会をめざす運輸部門支援、技術革新等を推進する事業者の支援等に合わせて、吸收源対策となる森林の保全・整備もイメージされている。今後、二〇〇四年の大綱評価・見直しまでの間に、森林のイメージが確保され膨らますことができるのか、とりわけ「吸収源対策一〇カ年計画」の拡充と合わせた林野庁の取組が問われているようだ。

二つには、一年間にわたって活動を続けてきた森林交付税創設促進連盟が、「森林の公益的機能に対する新税創設」を求めて、全国森林環境・水源税創設促進連盟へと改称したと報じられた。改称の背景が理解できないので正確を欠くかもしれないが、三・九%吸収問題が特徴的に捉えられることから、前述の炭素対策税との競合関係が鮮明にされたようだ。

税制上からも、この二つの動きが両立することは考えにくいのではないか。筆者としては、林政予算はその性質からも基本的に一般財源という主張に変わりないが、新税創設運動を含め多様な財源議論・運動展開が、結果的に林政予算総枠拡大へ波及していくものと考える。

森林環境保全費関連予算 - 平成15年度 -

記号の説明 (－) 県費 (ロ) 国費 (入) 基金 (財) 財産収入

単位：千円

事業名	予算額	事業内容
森林環境保全基金積立金	118,951 (-) 118,727 (財) 224	森林環境保全のための新税（森林環境税）の経理を区分するとともに、森林環境税による事業を計画的、効率的に実施するため、その税収相当額を基金に積み立てる。 森林環境保全基金積立額 118,951千円 (1)森林環境保全基金造成 118,727千円 (2)運用益積立金 224千円
森林環境保全基金運営費	681 (-) 681 (ロ) (入)	森林環境税を活用した事業の立案から実施のプロセスをオープンにし、県民の意見を反映することで、事業の透明性の確保と効率的執行を図るための委員会を運営する。
◆森林環境保全事業（環境）	(入) 104,975	
森づくりへの理解と参加を促す広報事業費	23,497 (-) 23,497 (ロ) (入)	森林環境税を活用して、多様な媒体により、森林への関心が高い方に限らず、幅広い県民を対象に、県産材の利用など一人ひとりの行動と森林保全のつながりをPRし、適正な森林管理を促進する。 (1)番組制作放送委託料 12,880千円 委託内容：広報番組の制作及び放送 (2)新聞広告作成委託料 10,017千円 委託内容：新聞広告の制作及び掲載 (3)パンフレット作成委託料 300千円 委託内容：パンフレットのデザイン作成 (4)事務費 300千円
健全な森づくり推進事業費	20,779 (-) 20,779 (ロ) (入)	森林環境税を活用して、不在村者をはじめ森林所有者に森林の現状や利用できる制度をきめ細かにPRし、適正な森林管理を促進する。 (1)森林環境整備推進員の設置 5,712千円 職務内容：放置林調査、森林所有者への働きかけを補助 (2)森づくり広報文書発送委託料 2,600千円 委託内容：適正な森林管理を促す広報文書の発送 (3)放置林調査委託料 10,015千円 委託内容：適正な管理を早急に促すべき森林の現況調査 (4)健全な森づくり推進事業費補助金 1,332千円 補助先：市町村 補助率：1／2以内 補助対象経費：間伐推進員設置、森林所有者への働きかけ等 (5)事務費 1,120千円 事務内容：森林所有者への説明会の開催
こうち山の日推進事業費	30,699 (-) 30,699 (ロ) (入)	森林環境税を活用して、県民一人ひとりが豊かな森林の恵みに感謝し、森林や山を守る活動の重要性などに対する理解と関心を深めてもらう事業を行う。 (1)「こうち山の日」実行委員会開催費 2,380千円 (2)こうち山の日推進事業等実施委託料 19,589千円 ①こうち山の日制定記念行事等企画運営委託料（7,738千円） ②こうち山の日活動支援事業委託料（11,851千円） ・山の日制定にかかる県民参加活動 ・山の学習総合支援事業 (3)こうち山の日推進事業費補助金 8,000千円 補助先：市町村等 補助率：1／2以内 (4)事務費 730千円
森林環境緊急保全費	30,000 (-) 30,000 (ロ) (入)	森林環境税を活用して、公益上重要で緊急に整備する必要のある森林について、その環境面の機能を保全するため、当該森林の所有者との協定により県が強度な間伐を行う。 (1)広報等委託料 700千円 委託内容：事業施行地に設置する表示板のデザイン及び制作 (2)森林整備工事請負費 28,551千円 工事内容：強度間伐（本数の40%以上）の実施 (3)事務費 749千円 事務内容：森林所有者との調整等

— 定点からの報告 —

日本のこれから森林を考え NPO・NGOの家を作つた

山田 純

(国民森林会議常任幹事)

はじめに

小田原周辺の廃棄物の問題から、暮らしや河川へ、そこからさらに流域の土地利用や森林・

林業へと視野と活動領域を広げてきた市民のネットワーク「酒匂川流域グリーンフォーラム」は、

この一〇年、里山・農・生態系の保全などの活動を中心にして展開してきたが、近年は家作りの分野にも、その活動を広げてきている。仲間の中

から天然素材の左官材料生産の起業化と注文住宅のコーディネート（水土社）、地域の森林で

素材生産にあたる若者の送り出し（森林青年団）

残念ながらこれは失敗したが、古民家や土蔵の解体・保存、家作りの職人たちの組織化（あしがら職人などを手がけるものが出てきた）のである。そして、今回はNPO・NGOの家作りに取り組んだ。この稿では、最新のNPO・

NGOの家作りを中心に、この一連の活動を通して、めざしているものや構想も含めて、その事業活動の内容をお伝えしたい。

有用多様な山へ、そのための利用率を開く——構想の基本にあるもの

私たちの家作りは、廃棄物の問題と森林の問題が基点となっている。そこで、これから家の作りを考えるにあたって、まずどんなふうに森林の問題を捉えたかを述べたい。

日本の森林はその本来の自然において多様性に富んでいるとはよく言われることである。日本列島の南北軸からくる多様性ばかりではなく、一つの地域においてさえ多様な遺伝子と種と生態系が細かな係わり合いを作り出しながら自生している。かつては、とここではあえて言うが、この多様性を活かす関係に立つ、さまざまな生活文化が展開していた。何より、その山がちの自然の中で、人々は生活に必要な多様な物資を手に入れることができた。豊かな山のもつ可能性に依存しながら、利用の技を磨いてきた。人

為的な搅乱が適当に入ると山はますますその多様性を増す。その多様性を増した山の自然と人々の生活とが往きあう。その中で、形作られていく森林の自然は単に多様なばかりでなく、非常に有用性に富んだものになる。また、山麓に抱かれるようにして繰り広げられる生活は、自ずと山との付き合いを全面的、多面的なものにする。培われた姿勢はしなやかなものになる。鳥獣による被害に会うこともあれば、その同じ鳥獣を糧として利用させてもらうこともある。だから、付き合いの軸は固定的ではなく、柔軟で幅の広いものとなる。その柔軟な姿勢があつて、長い目で見れば、生態系と水土と利用とが調和する山、持続の山になるのである。萱場や焼畑もある一方で、巨木の森もあった。穀果、木材といった有用性は百数十年を経て最大になるし、有用母樹は伐らずに保存する。水源涵養機能はある一方で、巨木の森もあった。穀果、木材といつた有用性は百数十年を経て最大になるし、老齢段階まで含んで、多様性に富んだものとなつ

たはずである。

山と人との往きあう暮らしの営まれているところでは、山は自ずと持続の山になる。そうおかしなものにならないで済んだはずである。このような関係は、商品経済と交通が山と山里の経済を変質させていった後も、農と都市建築の収奪性によって禿山や過伐の山となつた所などを除けば、基本的には近代の初期までは日本のいたるところでなお確認することができだらう。しかし、高度経済成長を経た今日では山里の暮らしはすっかり山から離れたものとなり、森林ははるか下流の都市の、自然への希求、水土の保全、材木の供給といった用の変動に応えるための場所となつた。山里の暮らしはその都市の用を具現化する土木仕事で支えられている有様である。

山村が最大の面積を占める山の活用を考えるのは当然のことである。そして、それが現代においては産業経営的な視点での取り組みになることも当然のことである。薪炭林がダメなら、チップにし、それもダメなら、あるいは里山の農的利用も難しいなら、杉や檜の林にする。そして、杉や檜がダメならどうするか、と考えてきたのが戦後の山の活用であった。気がついてみると、多様性が薄くなり、かつてはどこの山村にもあった柵や柵などの大木はめっきり少なくなった。大規模な投資と標準化を伴う産業的な利用は硬直的な側面をもつので、自然の多様性は活かしにくく、いくつかの前提が崩れると山を傷めやすい。前提が崩れた今、山は有用性

を失い、持続の山とも言えなくなつてゐる。しかし、だからといって、おそれと水土保全の老齢林や景観豊かな林などに転化することもできず、また転化していくにしても、その場合は国などからの初期投資は期待できるが、長期的には管理費用は縮小していくので、そこから直接は山村の活性化につながるものは出でこない。海外の森林の過伐、乱伐を防ぐためにも、山の利用は軸として外せないのである。

やはり、山の利用を考えなければならない。

しかし、それはかつてのような形で構想することではなく、新しい文脈で構想することでなければならない。産業としての一般的な文脈だけで山の活用を考えると、産業経営の視点が当たり前になり、そうなれば市場価値のある商品、つまり売れ筋商品の樹種で構成し、回転をよくしていくのも当たり前となっていくわけだが、それはかえって日本の山と材としての魅力、つまり樹種と林齡の多様性を失い、持続の觀点からも陥路にはまる道となる。その路にはまらずに利用の展開を考えるには、最初から多様性を確保することにして、その活用、つまり最終的に製品にするまでのデザインと加工という下流側の技術を徹底的に磨く中で使用価値や付加価値を高め、付加価値を山側に戻していくような展開を考えなければならない。そのためには、木材流通の上流と下流との経済体としての一体性を獲得していかなければならない。

持続可能性が将来の命運を握るとされる今日、かつて暮らしと往きあう中で成立していた有用

多様な山の利用を再生することは、外的な自然の保全・再生と並んで、最優先課題と言えるだろう。山里に住む人たちに元の暮らしを強いることはできない。むしろ巨大産業網の端末に位置して、硬直的な生活を強いられている都市の人々が、意識において山の自然と向き合い、山の蘇生につながるような暮らしと利用を大々的に再開することが大切で、そしてそれを足場にして山里の人たちがもう一度山に向き合い、往きあえる生活を作り出せるようにしていくことが大切なではないか。この場合の往きあうとは、都市の新しい多様なニーズを受けとめ、また、持続の創出と新産業化の最前線という自覚と支援を得て、山をよく知る専門家として、山の利用を総合的に柔軟に進めるという意味である。

多様な材を使い、風土に適う優れた デザインの家を、職人仕事で作る

有用多様な山への蘇生には、下流での新しい文脈での利用、付加価値の最大化と還流が欠かせないことを前段に述べた。では、主要な利用方法である建築では、どのあたりを要点として取り組んだらいいか。さまざまな分野、方向でのアプローチが考えられるが、ここではNPO・NGOの家を例に、庭付き一戸建ての家の例を絞つていくつか紹介したい。

① 共用を考えた長期的、社会的な視点での家づくり

初めになぜNPO・NGOの家なのかの説明

をしておきたい。

戦後の家作りの大勢は、住み慣れた農山村を離れて、都会へ移つていった人たちの住居の確保にその主眼があった。マイホームである。これは、自分一代の家作りという点で、その時間の性格を、農山村のそれと異にしていた。また、コミュニティーとの付き合いよりも個の確立をという色彩もあった。しかし、この流れが一応終わった今、二〇年以上のローンを組んで二〇年有余しかもたない家づくりというものの反省や手軽でも余りに人工的な素材を使うことへの反省もあって、もう少し長期的な、また社会的な視点で家作りに取り組む動きが出てきた。五〇年から一〇〇年はもつ、素材にこだわった、社会性のある家づくりが始まったのである。これは一代の家族の利用を超えて、その利用の形態と内容を考えることを意味する。その一例として、都会でも思いを同じくするシングルの老若男女が一個の古民家を借りて、共同で住みあいはじめたり、一〇家族ぐらいたが資金を出し合つて、暮らしの共有を相談しながらコーポラティブハウスを作つたりの動きがある。そんな流れと重なるように、NPO・NGOの家は作られた。つまり、非営利・非政府の立場から社会貢献する団体のために広く利用してもらい、また、利用者に森林・林業やこれからの建築に興味をもつてもらう、モデルハウス的機能を備えた家を作ろうとしたのである。

具体的には、一人暮らしの祖母を受け入れるための二世帯住宅への改造を機に、子供たちが

独立していくことも視野に入れ、家作りの意味を考える中で、利用の開放を思いついたのが発端である。食事もとれ、数名程度なら宿泊もでき、ゆったりとした雰囲気で利用できる、研修機能のついた談話室を作ることや、庭には看板を立て、また生物多様性を配慮して子供たちが楽しめる、各種の水場や樹木のあるように配置すること、ついでに輪廻転生を象徴する石柱を立てることが決まった。当初開放するのは階下の四〇坪近いスペースで、将来は祖母の居室に夫婦が管理人として住んで二階も含めた六〇坪近いスペースを開放するというのである。

面白いもので、人は真に長期的、社会的な利用を考えると、私的な利用では考えられないくらい施設や文脈の充実を目指すことになる。資金的ゆとりは必要だが、生の充実という意義もあるので、持ち出しもさして苦にならないようである。このような流れの家づくりが大切にされる時代となつたのである。このような、街づくりの骨格になるような社会資産の性格をもつ建築には、公や共の立場からの支援や補助があつていいのではないか。

② 地域の力を考えた、素材や技術の視点をもつた家作り

素材は、県産材の利用を中心にも考へたが、それでは現状では多様な部材はそろわないし、まして多様な樹種の利用となると無理であることがわかっていたので、国産のできるだけ多様な材を使うことにした。モデルハウスとしての意味があるので、主な利用でも二〇種を超える

木を使い、杉一種でも大竜・吉野・北山・屋久・地元の丹沢と五地域のものを使つた。北山は天然絞りのものを京都のN氏から五本その他のもと合せて計九本を使つた。多様な広葉樹材を置いている材木屋は県内にはないので、長野県の伊那のA建具店にお願いした。ここは建具店とはいうものの、長い期間寝かせた径の大きな盤材が山のようにしてある。ケンポナシ、アサダ、ヤマザクラ、シュリザクラ、アカマツ、神代ニレ、イタヤカエデ、クリ、カラマツなど入手できた。談話室の中心となるテーブルは、日本の森の力を伝える意味で、新潟のM材木店の、大きな洞のある柵を使うことにし、その洞を利用して、小諸のA氏に鍛鉄で火鉢を作成してもらつた。利用者は皆、老齢の柵の大きさと空の美しさ、洞の活用法を絶賛する。椅子の座板はブナやクリ、脚は鍛鉄を使った。暖房には伊那の森林管理署の紹介で、カナダ製というのが残念だが、三〇坪分を暖められるペレットストーブを入れた。玄関前の石柱群は地元真鶴の石を使い、地元の石の彫刻家K氏に頼んだ。施工主家族で出来るところは自力で作るのが原則であることは言うまでもないが、それ以外のところは技術者やアーティストに頼むことになる。小田原は商工業者を大事にして発展してきた城下町なので、今でも建設関係の職人は三〇〇人近くいる。減少の一途をたどつていると、言ふものの、寄木、象嵌、漆、彫刻、家具、道具など木工関係の技術者は他の都市の数倍はい

心に、さまざまな職人を結集し、外からも優れたデザイナーやアーティストを入れて、技術上

のホットな交流を生み出すことを考えた。ボイントになるところは、吉村順三氏に学んだ小田原健氏にデザインしてもらい、土壁の多い家だが、左官は榎本新吉氏のもとで修行したK氏に頼んだ。小田原健氏は、そのデザインの力で各地の風倒木や間伐材を売れるようにした人として有名であるが、現在長野県の田中知事の委嘱で、県下四八人の建具技術者と一緒にカラマツの商品化に取り組んでいる。談話室の棚つきの地袋は、寄木の新しい技術と蒔絵の融合という事になった。玄関ドアは横浜家具の流れをくむ地元のA氏が、極上のミズナラを用いて作っている。また、鶴見のK社の協力で新素材の液体ガラスを水がかりのするところに塗布した。木の彫刻と草木染の襖は、小田原の若い娘さんに製作してもらった。

職人たちのよい仕事をしたいという願望は大変なものである。家はまだ完成していないが、職人たちが次々と仲間を見学に誘ってくる。完成した暁には、これらの作家や技術者の作品展示場にもなる寸法だが、作る過程が社会文化への鍵となる。小田原は、古都鎌倉と並んで寺社仏閣が多いところだが、これらの技術は、伝統技術の継承と現代化という点でも重要な意味をもつ。今後、公・共による認知と共同化が必要である。現在構想中の有為施主の組織化もその一つである。

③ 空間を自在に構成できる木軸工法の魅力を生かす

最終的な価値は個々の物ではなく、まずは全体としての空間性で決まる。日本の住宅の伝統では、空間構成の自在さとつながりを目標にしてきた。外と内を結ぶ縁側や土間、回廊などをもち、室内も時と場合に応じて自在にしつらえてきた。それを可能にしたのが木軸工法であり、構成上重要な役割を發揮したのが建具である。都市化の中で木軸工法の利点が薄まり、2×4などの壁組工法が幅を利かせるようになってきたが、私たちは長期的には日本の住空間のあるべき姿は構成のつながりと自在さにあると考え、土間風談話室や全開建具の組み合わせで何通りにもアレンジできる、濡れ縁付の部屋を意識的に設けた。

このような木軸工法の前進には、理想的には大径の構造材が望ましい。規模の大きな空間を作れる集成材は接着剤を使わないダボのものも工夫されている。大径であれば、貫工法でも十分な強度を与えられ、倒れにくくなる。耐火性も増し、総合点で鉄よりずっと良い素材となる。ただ、無垢の大径材がなかなか得られない現状では、工夫の進んだ補強法を採用して、剛性の確保をするのは仕方がないだろう。

紙幅が尽きたが、森林と建築の問題は、基本的には、経済優先でおかしくなった人の暮らしというものの建て直しと重ねて進めることだと考えている。

国民森林会議からのお知らせ

1、公開講座

日 時 12月13日(土) 10時30分から

場 所 全林野会館 4階会議室
文京区大塚3-28-7

03-3945-6385

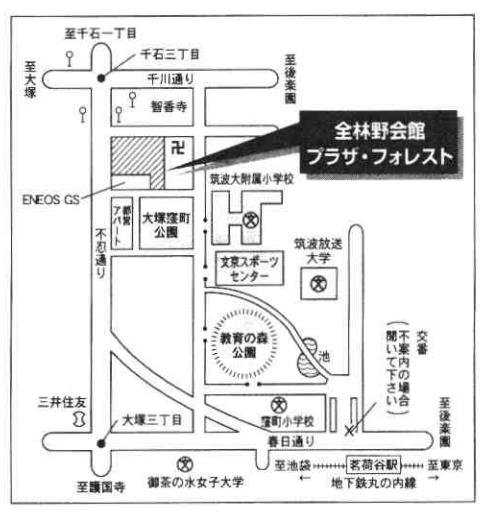
講 師 高木郁朗氏
日本女子大学家政学部教授
テーマ 「CO₂削減と森林の担い手」仮題

2、国民と森林ハガキ（夏季号）に掲載しました

「森林・林業基本計画への提言の基調」

—特に機能区分と施行について—

● ● ●
地下鉄丸の内線 茅ヶ崎駅徒歩7分
山手線 大塚駅徒歩15分



切り抜き森林・林政ジヤーナル

6~8月

新聞・この3カ月

「朝日」6月24日—ミネラルウォーター税構想

ました

ミネラルウォーターの製造者に新たに課税する構想をめぐり、山梨県と飲料業界が攻防を演じている。「森林保全のため本県独自の税を」と県がいえば、メーカー側は「狙い打ちは不公平だ」。税金のあるべき姿までさかのぼって、がっぷり四つの論争が展開されて

人、「賛成」一人、「反対」二四八人、「どちらでもない」二八人。山梨県が先月一四日発表したミニナルウォーター税への意見集計結果だ。昨年一二月から今年一月まで募集し、県内外の二七七人から郵便やファクス、電子メールで届いた。

集計中、県税務課の保坂陽一主査は驚いた。

「企業名が印刷された社用封筒を使ったり、飲料メーカーの社員と名乗ったり、明らかに業界関係者と認められたものが一〇二人いる。

ほかにも氏名欄は空白なのに書

式が同じとか、主張がそっくりな

ど業界側と「類推された」のが一四〇人分。業界団体が会員企業などに、税導入への反論を送るよう呼びかけていたという。

「山梨は山紫水明。良質な水の

おかげでメーカーは利益を得てい

る。その一部を吸い上げ、水源を守る森林整備に使おうというの

が県の構想だ。昨年一二月にまとめた案によると、税率は一ℓ当たり〇・五〇円。年間二億九四億円の税収を見込む。

「毎日」6月29日—気仙沼市森林

保護で目的税

ますた

氣仙沼市は、海と山に挟まれた

狭い土地に市街地がある。面積の

七二%を森林が占めるが、林業の

不振などで次第に荒廃。何もせ

ず

間伐材をセ氏一五〇・四度で三

時間加熱し、あくを取った後にす

りつぶすと、長さ二cmほどの繊維

状になる。これを集めて牛の飼料

にする。

牛の下痢が減り、毛のつやはよく

なる効果もあったという。

杉の間伐材は一t約六千円。製

造した飼料の価格は牧草とほぼ同

じで、一kg当たり約三〇円。一台

の装置で一ヶ月に牛一万頭を養う

量を製造でき、県内の農家向けに

販売を始める。

「読売」7月24日—京都議定書の

「日経産業」7月24日—杉間伐材から家畜飼料

宮城県気仙沼市は森林保護の財源を確保するため、市独自の法定外目的税は〇〇年施行の地方分権一括法で認められた。東北では、青森、岩手、秋田三県が来た。近く有識者を交えた検討会を設け、課税対象や税率などを煮詰める。市によると、森林保護の目的税導入は市町村では例がないと税に年五〇〇円を上乗せする超過課税方式(非目的税)で導入した。

法定外目的税は〇〇年施行の地方分権一括法で認められた。東北では、青森、岩手、秋田三県が来た。近く有識者を交えた検討会を設け、課税対象や税率などを煮詰めることによって、森林保護の目的税導入は市町村では例がないと

かかる。市によると、森林保護の目的税導入は市町村では例がないと

かかる。市によると、森林保護の目的税導入は市町村では例がないと

かかる。市によると、森林保護の目的税導入は市町村では例がないと

かかる。市によると、森林保護の目的税導入は市町村では例がないと

国際政治の荒波、木の葉のよう
に翻弄されながら、命を失わない
文章というべきか。

地球温暖化防止の国際協力の道筋を定めた「京都議定書」のことである。

京都で一九九七年に難産の末採択された議定書は、日本や米国、歐州連合（EU）など先進国に対し二〇一〇年をめどに、「酸化炭素などの排出削減を義務づけた。厳しい削減目標の達成が現実味を増すにつれ、議定書の苦難の道を始まる。

まず、最大の排出国である米国が離脱し、議定書の意義すら問われる危機が続く。

議定書自体は、日本やEUなど
が批准を終え、残るロシアが批准
すれば、米国抜きでも発効する。
そのロシアの姿勢が、なんともあ

いまいだつた。
だが、ロシアも、ようやく批准
に大きく傾いてきた。

京都議定書をリードし、議定書の「生み親」と呼ばれるラウル・エストラーダ氏は最近「ロシアは批准するだろう」と本紙に語った。ロシアは九月末にモスクワで世界気候変動会議を開く。

在日ロシア大使館のセルゲイ・ワシリエフ経済担当参事官に取材

すると、「この会議で、ptune大統領が批准を表明するだろう」と明瞭に語った。

さらに、温暖化は、極寒のロシアにはプラスの面もあるとしながら、批准の表明は、総合的に判断して外交上のメリットが大きい、との見解を示した。

対岸には自動監視カメラを設置し、足尾町役場や同町の環境学習センターにも画像を送信する。来年度までに設備を整え、〇五年度に本格稼働させる予定だ。

銅山は明治時代を中心に栄えたが、鉛毒が渡良瀬川流域に流出しこした。周辺の山林は、精鍊所から排出された亜硫酸ガスで枯れ、はげ山になった。山が荒れたこと

このため林野庁は、五六年度に、
荒廃した同鉱山周辺の国有地の緑化を開始。これまでに八四二haの植林を終えた。
植林地は、荒廃地が森林に回復するまでの経過が観察できるため、治山技術の研究場所にもなっている。

同管理局は「この場所なら、植林しなくても水害にはつながらない。下流の市町村にも説明済みで、同意も得ている」と話している。

【読売】8月21日—教室に換気扇

学校の教室で建材から出る化学物質に健康を害される「シックス

クール症候群」の対策に、文部科学省は二〇〇日、普通教室への換気扇設置を標準装備として国庫補助の対象とすることや、教室の床や壁に木材の使用を進める方針を固めた。来年度からの実施をめざして、財務相と折衝する。

昨年改正された建築基準法で、普通教室のように継続して人が使った部屋には換気扇の設置が義務づけられたが、国庫補助は特別装備の扱いだった。文科省はこれを標準装備として、自治体から特別な申請がなくても、補助対象に含めることにする。

また、通常の鉄筋コンクリートより高くつく木材利用には、これまで既存の教室、廊下の改造にしか補助がなかったが、新造や改築の際にも認めるよう、財務省に求める。

接着剤の使われる合板は、シックスクールを招く例もあるため、森林育成のため、間に引かれた「間伐材」活用を促す。

木材が使われた教室は、温かみがあり、「癒し効果」が高いことから、児童生徒ののがが減らるうえに、不登校を減らす効果があるとの研究結果もある。

アトランダム雑誌切抜き

8~9月

◆市場に正義はあるか？／森造人

立木価格がマイナスとなる場合、経済的にペイしない森林に労力を投入することは無駄で意味のないこと。数十年の年月をかけ立派に育った林を前に、木材として十分使用に耐える資源を提供する行為が無駄であるはどうしても納得できない。土や水を豊かにする労働行為に何も対価を払うこのできない社会とは何であろうか。市場原理という規範を世界中に一律に当てはめ、森林資源にも適用することに矛盾を感じる。森林を守り育てるコストの大半は人件費であるが、温暖多雨の日本では歐米の二倍の労力が必要だ。労働の対価が100倍以上開きがある地域とも、木材市場では同じ商品として競争しなければならない。このような市場に正義はあるのだろうか。競争原理のもとに、人件費と森林整備の労力が切り詰められている。伐採後の森林のケアを評価しない市場はフェアでない。森林

認証制度も自由経済市場下の価格

競争では無力感を感じる。

◆温暖化対策の切り札としてのバイオマスエネルギー／原後雄太（明治学院大学経済学部助教授）

市場逆算で山元価格を決める発想を転換し、森林を原点とした考えに変えるべきでない。二五〇〇万haの森林から、木材資源・エネルギーの供給・炭素固定など供給できるものを国民に示し、「これがただけだ」と主張するべきだ。世界水フォーラムでも「やせた土と水不足に悩む諸国から日本が食糧や木材を大量に輸入することは許されない」と指摘されたが、市場価格では水資源・生物多様性・土壤や森林の健全性を評価できないのは、そのシステムに欠陥があるからだ。日本はそのシステムからの転換の見本を世界に示すべきだろう。『林業経済』8月号コラム「やまがら」／林業経済研究所

代わってバイオマス（生物資源）が注目されている。欧米でも温暖化防止の切り札、農山村の活性化や雇用創出策として利用の大幅な拡大が進められている。わが国でも昨年二月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」が打ち出された。ここではエネルギー面に絞って提起したい。

バイオマスは CO_2 と水と太陽エネルギーが原料であり、それらが、市場価格では水資源・生物多様性・土壤や森林の健全性を評価できないのは、そのシステムに欠陥があるからだ。日本はそのシステムからの転換の見本を世界に示すべきだろう。『林業経済』8月号コラム「やまがら」／林業経済研究所

すれば、約10%の化石燃料を代替できる。EUは九七年に、一〇年までに自然エネルギー利用の割合を6%から12%に増やし、温暖化ガス排出量を15%削減する行動計画を発表した。米国も九年に、一〇年までにバイオマス利用量を三倍にする計画を発表。

これらはバイオマスが、①自然条件に左右されない高い稼働率が可能、②熱と電力の双方の供給が可能でエネルギー効率が高い、③原料生産にあたって雇用吸収力が大きいなどの優れた特性をもつているからだ。さらに、自然エネルギーの中では CO_2 排出削減コストが最も低い。 $\text{CO}_2 - \text{t}$ 当たりの削減コストは、木質バイオマスの熱電併給では、電力だけを供給した CO_2 であって、 CO_2 の収支はゼロになる。陸上の植物は大気中の CO_2 の七分の一を毎年光合成によって大気中から吸収しない。バイオマスを燃焼した際に発生する CO_2 は、植物が育つとき光合成によって大気中から吸収されない。逆に収益さえ見込まれる。欧米がする太陽光発電や風力発電の一割以下となる。廃棄物バイオマスの利用では、熱電併給によって逆に収益さえ見込まれる。欧米が力を入れる理由だ。またバイオマスには酸性雨や大気汚染などの環境問題を起こす有毒な成分はほとんど含まれていない。

そのため初期投資の助成などの政

策的な支援が必要だろう。

バイオマスは容易にガス化し、
気体燃料に転換できる。木質原料・

農業残滓・家畜糞尿などから微生物の発酵でメタンガスを得られる。

家庭の生ゴミを活用するシステムも動き出し、地域社会や家庭でエネ

ルギーを目前で供給ができる条件が整いつつある。さらに液体燃

料化によって可能性は大きくなる。木材バイオが持つ「かさばり、輸送や貯蔵の効率が悪くエネルギー密度も低い」欠点は克服される。

バイオマス由来のメタノールは、燃料電池やガスターインへの利用が可能だ。すでに米国・EU・ブラジルではガソリンに添加して使われている。一方エタノールは小麦・玉蜀黍・サトウキビ・イモ・米などが原料となる。最近セルロースを糖分に分解できる酵素を使つたエタノール生産の技術が開発され、おが屑・稻わら・端材などの利用も可能になった。世界のアルコール生産の一〇%は自動車用の燃料であるが、日本でも自動車用ガソリンに、バイオ・エタノールの混入を義務づける方針を固めた。最終的な混入率は一〇%、レギュラーガソリンを廃止する構想だ。

米国では食用油のリサイクルや大豆・動物性脂肪などからバイオ

ディゼル燃料の生産も盛んだ。日本でも滋賀県など全国二〇以上の自治体でバイオディゼル燃料向けの菜種が栽培されているが、日本の休耕田四〇〇万haにスイートソルガムなど早成のエネルギー作物を栽培すれば、年間四四〇〇～五

六〇〇万tの燃料が生産できると

いう試算もある。これはエネルギー消費量の一～一四%にあたり、自動車の消費する燃料の五五～七〇%が貯える。

温暖化防止の切り札としてのバイオマスの可能性は大きい。その有効活用のためにも、化石由来の資源に対する炭素税の導入や発電や売電にあたつてクリーンエネルギーとしての優遇措置など政策的な支援が必要だろう。(『公庫月報』8月号／農林漁業金融公庫)

◆森林水文学の現在とこれから／蔵治光一郎(東京大学大学院農業生命科学研究科附属演習林講師)

『森林は水資源の確保や洪水調査に良いことばかり』と理解されていている部分がある。しかし森林

の現象の違いはあるが、それは地質条件や地形・降雨量といった条

件の差だ。森林は豊富に水がないと生きられないから、貯水容量・保水力の大きい土壤を自ら作り出

してその上に成育をする。雨が降つて山に溜まつた水は減っていく。

この減り方は森林のある流域の方が森林のない流域に比べ大きい。

大雨の際は、森林地帯はもともと

土壌の貯水容量・保水力が大きいことに加え、貯水量を減らしていく分だけ多量の水を蓄えられる。

これは乾燥が続いていた場合で、

ずっと雨が降り続く大雨の場合は、貯水容量の差が大きくなり、森林

の有無が洪水に及ぼす影響は小さくなる。森林の洪水抑制力も、大きさ

雨前の状況によって左右される。(『森林の降った雨をゆっくり

起きているが、森林派は『森林の水資源涵養能力にも限界がある』ということを知り、ダム擁護派も『森林には無視できない能力がある』という理解をして歩み寄らないと不毛の論議になる。そのためには科学的な見方が必要だ』。

「(世界各地の流域試験から分かったことは)森林が流域の水流出量に及ぼす原理的な部分には世

界中で違いないことだ。各国で

の現象の違いはあるが、それは地質条件や地形・降雨量といった条

件の差だ。森林は豊富に水がないと生きられないから、貯水容量・保水力の大きい土壤を自ら作り出

してその上に成育をする。雨が降つて山に溜まつた水は減っていく。

この減り方は森林のある流域の方が森林のない流域に比べ大きい。

大雨の際は、森林地帯はもともと

土壌の貯水容量・保水力が大きいことに加え、貯水量を減らしていく分だけ多量の水を蓄えられる。

これは乾燥が続いていた場合で、

ずっと雨が降り続く大雨の場合は、貯水容量の差が大きくなり、森林

の有無が洪水に及ぼす影響は小さくなる。森林の洪水抑制力も、大きさ

雨前の状況によって左右される。(『森林の降った雨をゆっくり

流しだす機能は)洪水のピーク流量を一律に三〇%カットすると

出量を五〇%かもしれないし、

いう機械的なものではない。条件によつては五〇%かもしれないし、

五〇%かもしれない。森林水文学の課題はそこにある。雨のタイプには

変化による効果など、誰にでも説明できるようになることだ。

幾つかの場所で調べ、これくらいは全国共通で言つてもいいといふことがあるかも』。

「(雨が多く森林も豊かで肥沃な日本は)水と森林について神経質にならなくてもいい。しかし林業が経済的に難しくなれば水問題に影響がでてくる。森林が手入れをされないことは良いことでない。ダムに賛成の人も反対の人も、その上流の山を歩いてどういう状態かをまず知つて欲しい」(『ぐりーくん・もあ』Na.22インタビュー／国土緑化推進機構)

◆注目記事(各誌で注目されたのは「外国の温暖化対策」でした)。

◆ヨーロッパにみる森林政策のグローバル化とローカル化の動き

『山林』8月号(大日本山林会)。今号はイギリス『グリーン・パワー』9月号(森林文化協会)。下和夫(京都大学大学院地球環境学教授)

「森林・林業基本計画への提言」を発表

環境省・林野庁へ申し入れ

林政記者クラブとも意見交換

半田会長、山田事務局長、藤森常任幹事、全林野本部から河田書記長、松本国民森林會議担当は七月一四日、環境省と林野庁に対し、「森林・林業基本計画への提言」の申し入れを行うとともに、林政記者クラブとの意見交換を行いました。

国民森林会議では、一〇〇一年七月に「森林・林業基本法」が成立公布されました。同年一〇月、具体的方針を盛り込んだ「森林・林業基本計画」が策定され、その間に国民森林会議は「森林・林業基本計画策定にあたっての提言書」を二〇〇一年九月にまとめ発表しました。

今回、国民森林会議では、森林・林業基本計画に対し、各方面の様々な評価や意見などを踏まえ、森林管理のあり方の検討、基本計画の運用や今後の見直しと改正にむけて提言をしたものです。



石原林野庁長官に申し入れを行う



環境省・小野寺自然環境局長に申し入れる

温暖化対策税制の具体的な制度の案（イメージ図）

*他に考えられる制度案については、専門委員会報告書の「代替案の検討」（P28～30）を参照

温暖化対策の現状についての認識、これに照らした税の特長

- 京都議定書の6%削減約束は容易に達成できるものではない。また、その後も長期にわたる大幅な排出削減が必要
- このような取組を進めるためには、従来の施策のみならず、一般家庭や自動車利用も含むすべての人や企業に対して温暖化対策へのインセンティブを与え、それぞれの合理的な対策を促し得る温暖化対策税が有効
- 温暖化対策税には、以下の機能を期待
 - ①上記のような課税によるインセンティブ効果によって、CO₂の排出を削減すること
 - ②課税により生ずる収税は、国民のために活用し得るものであるが、温暖化対策を進めるために活用すれば、これによってさらにCO₂の排出を削減し得る
- 2004年の大綱の評価・見直しの結果、必要とされた場合には、2005年以降早期に温暖化対策税を導入すべき

課税要件のイメージ

化石燃料課税	最上流課税率案	上流課税率案
課税物件（例）	・石炭、原油・輸入石油製品、天然ガス（LNG）	・石炭、石油製品（ガソリン、重油、軽油等）、都市ガス ・発電用化石燃料（石炭、石油、LNG等）
課税標準（例）	・保税地域からの引取量、採取場からの採取量	・石炭：最上流と同じ ・石油製品、都市ガス：製造場からの移出量 ・発電用化石燃料の消費量
納稅義務者（例）	・保税地域からの引取者、採取者	・石炭：最上流と同じ ・石油製品、都市ガス：製造者 ・発電用化石燃料の消費者
税率設定方法	・課税標準となる各化石燃料の種類ごとに、その平均的な炭素含有量に応じて設定	
税率の水準	・税率水準は、2004年の大綱の評価・見直しを踏まえて決定 ・相対的に低い税率とし、不足する削減量については、この税の税収を前提とした助成措置を含め、他の施策を併せて導入することとしてはどうか	

税負担軽減についての考え方

負担軽減の方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 温暖化対策税の減免・還付 ○ 他の税の減免（租税特別措置等） ○ 歳出面での還流（補助金等）
対象の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ① 温室効果ガスを排出しないもの ② 課税による影響が極めて大きいもの ③ 温暖化対策の観点から推進すべきもの ④ 温暖化対策税と他の施策手法をボリュームックスすることにより成果を上げた、又は、今後成果を上げることが期待できるもの ⑤ 大綱の評価・見直し（2004年、2007年）の結果に照らして、「成果を上げている」といえるもの

税収についての考え方

- ↓
- 温暖化対策税の税収を前提として、温暖化対策のための補助金や他の税の減税措置を講ずることとして検討
 - 具体的な方法・仕組みについては、以下を検討
 - ・目的税や特定財源とし特別会計に繰り入れる
 - ・一般財源として一般会計に繰り入れた上で、温暖化対策のために、これを補助金や他の税の減税財源として活用する
 - 税収の活用に当たっての留意点
 - ・世の中の納得が得られる透明な使い方とすべき
 - ・効率的で確実な削減につながる対策への支援を基本とすべき
 - ・我が国の経済活性化や国際競争力強化の同時達成にも寄与するものとすべき
 - 地方公共団体が行う温暖化対策の財源の確保を図るために、税収の一部を地方の財源とする必要がある

既存エネルギー関係諸税との関係

<課税物件が重複>納稅者の理解が得られるよう、十分な議論を尽くすことが必要
 <使途が重複>温暖化対策税の税収を温暖化対策に活用することで、既存税の税収の使途と重複が生ずる場合には、それぞれの役割分担の考え方を整理し、必要に応じて調整すべき

おわりに～政府における今後の検討に当たっての留意点～

- 2004年の大綱の評価・見直しを極力迅速に行うべきである。その際には、既存の対策・施策によるこれまでの排出削減の効果を把握・評価した上で、既存の対策・施策を段階的にどのように強化し、また、2010年時点での程度の削減量を確保し得るかを明確にすることなどにより、2008年から2012年までの京都議定書の約束期間における6%削減約束の達成に向けた工程をより具体的に明らかにすべきである。
- 大綱の評価・見直しの結果、追加的な施策が必要と判断される場合に備え、温暖化対策税と同様に、大規模事業者の自主的な取組の成果の政策的な担保の仕組みや、その取組の費用対効果を高める排出量取引制度などについても、それぞれ検討を加速化させるべきである。
- さらに、今後の温暖化対策では、各種の施策を組み合わせて全体として必要な効果を確保することが重要になると考えられる。このため、温暖化対策税と他の施策手法との組み合わせ（ポリシーミックス）の細目についても早急に検討を深めるべきである。
- 温暖化対策税等の地球温暖化に関する政策の立案に当たっては、国民が主人公となって主体的に施策の選択が行われることが重要であり、このため、環境省は積極的に情報提供を行い、広く、産業界、消費者団体、環境団体などの国民各界各層との議論を様々な機会を捉えて展開すべきである。
- 温暖化対策税は、導入されることとなった場合には、多数の既存税との調整や財政支出の見直しを含めた環境のための税制・財政改革の一環として導入されることとなるとも言えるものである。このような意義を踏まえ、環境省その他の関係府省は、幅広くかつ積極的な検討と判断を行うべきである。

- ・ 温暖化対策税の税率を、課税による価格インセンティブ効果だけで相当な排出削減量を確保できる程の高い水準とし、その税収は温暖化対策以外の施策や一般的な減税に活かす、との考え方についても、国民の意見を中央環境審議会として承りたいと考えている。

- ・ 本専門委員会としては、このようなハイブリッド型課税と比べた上で、「2 税の性格、課税要件」にあるとおり、化石燃料の流れの最上流又は上流で一括して課税する案を、最も有力な候補とした（言い換えると、この場合には、実際に化石燃料を消費し、CO₂を排出する者は、温暖化対策税込みの価格で化石燃料を購入することにより、税を負担する仕組みとなる。）。課税段階に関するこのような考え方についての国民の意見も、中央環境審議会として承りたいと考えている。

（2）税率の水準についての代替案

- ・ 「2 税の性格、課税要件」において触れたとおり、本専門委員会では、相対的に低い税率の温暖化対策税を導入してはどうか、そして、CO₂排出量の削減が不足する分については、この税の税収を前提とした新たな助成措置を含む何らかの施策を併せて導入し、これら施策の全体として、必要な削減量を確保することとしてはどうか。これにより、新しい経済への変革に際して、現在の産業構造など、今ある経済の姿を踏まえながら、着実に変革を進める施策とすることができるのではないか、とした。
- ・ ただし、十分に高い税率とすれば、温暖化対策税を課税することによる価格インセンティブ効果により十分な効果が得られ、温暖化対策のための追加的な財源を要するような他の施策が不必要となる（この場合には、温暖化対策税の税収を温暖化対策に活用する必要もない。）。すなわち、高い税率により、化石燃料の価格が十分に高くなれば、自ずと省エネ設備などがいきわたるので、さらに省エネ設備などへの助成を行う必要も少なくなる。このような方法でも、必要な排出削減を達成することはできるが、その場合は、産業構造など経済の姿は、低税率の場合（そして補助金等の助成措置その他の施策を併用する場合）に比べ、速く大きく変わると考えられる。したがって、この場合には、高い税率とすることで省エネ対策などを組み込んだ経済へと変えていく力を強くする一方で、これに伴う経済等の影響を緩和するために、あるいは、より広い他の社会的経済的目的のために、税収を活用したり、他の税を減免したりすることも検討する必要が生ずる。

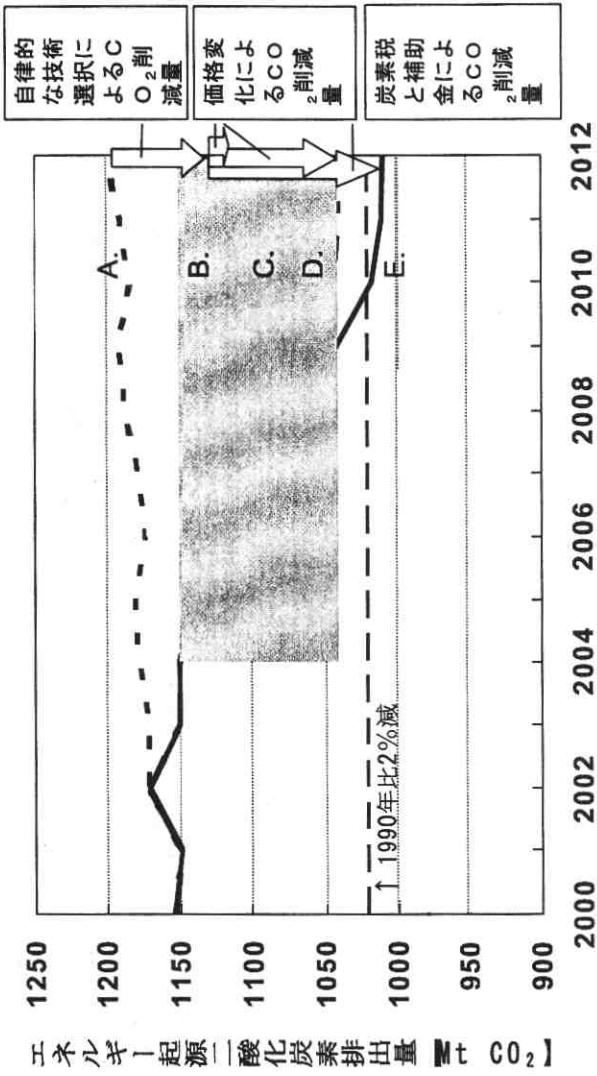
代替案の検討～温暖化対策税について他の案は考えられないのか～

(1) 課税の仕組みについての代替案

- ・ 温暖化対策税の導入の趣旨に照らして省エネ対策等の促進効果を最も強く発揮させようとすると、省エネ努力の大小に応じて、納税額が極めて分かりやすい形で増減する仕組み、すなわち、実際に化石燃料を燃やしてCO₂を排出する人々か、又は、これらの人々に燃料を販売する者が税を納付する仕組みが望ましいとの意見もある。また、そのような仕組みであれば、他の施策と組み合わせて税を導入した場合や、課税による影響が極めて大きい場合に、個々の化石燃料の消費者の事情に応じて温暖化対策税の減免・還付を行いやすいという利点もある。
- ・ しかし、世帯数だけでも4,600万を超える現実を踏まえると、化石燃料を使う世帯や事業者ごとの化石燃料消費量やCO₂排出量を直接に政府（具体的には税務署等）が把握し、あるいは申告の真偽をチェックするのは不可能であるか、あるいは、大変な事務量となる。このため、せっかくの収税が政府の事務執行費用の形でかえって失われてしまうことになり、実際には困難が大きい。化石燃料を小売りする者が税を納付することとする場合についても、これに近いことが言えよう。
- ・ そこで、上記のメリットを一部だけでも活かすという観点から、以下のような方法は考えられないかという検討も行った。すなわち、税以外の他の追加的な施策の主な対象になると目されるのは、大口の化石燃料消費者である工場やオフィスである。こうした大口の化石燃料消費者については、その化石燃料消費量を直接に把握することが可能であることから、下流での申告納税とする。他方、小口の家庭や商店、事務所、自動車などが使用する化石燃料・電気、工場、家庭等に共通する化石燃料・電気については、前述の「2 税の性格、課税要件」で述べたような最上流又は上流での課税とする（以上のような方法を以下では「ハイブリッド型課税」という。）、との案である。

ハイブリッド型課税を探った場合には、最上流又は上流での課税と、下流での課税との間で漏れが生じたり、二重課税にならないようにするために、割り切りを行うことが必要となり、ある程度公平性が犠牲になることには留意する必要がある。

(参考6) 技術選択モデル(AIM モデル)による試算結果概要



内容	
1990年の排出量を100としたときの2010年の排出量	
「新技术を導入しない」ケース	A : 113.7
「施設を行わない」ケース	B : 107.6
「費用を最小化するように人々が機器の購入を決定する」ケース	C[3,000円/tC] : 105.7 D[30,000円/tC] : 100.2
「炭素税導入」ケース	E : 97.6
「炭素税導入」+「税収活用補助金*導入」ケース	

現行の効率のエネルギー技術の使用割合が将来にわたつて一定と想定したケース。すなわち、新規設備への更新に当たつても、従来同様の技術レベルのものが選択されるというケースである。

特別な施策は行わない。省エネルギー技術を導入するかどうかの判断に当たつて、将来の自然なエネルギー価格の下で初期投資のコストと設備の運用に必要なエネルギーコストの双方を勘案し、各部門の主体が合理的な機器選択を行うケース。投資回収年数3年を省エネ投資の判断基準とした。言い換えれば、個々の経済主体の投資判断が専ら経済的な意味で合理的に行われているとして、実際に対策がその他の手段の支障なく実施された場合の排出量の下限である。

化石燃料の消費に対して炭素含有量に応じた課税（ここでは「炭素税」と呼ぶ）を行うケースである。本分析では、炭素トン当たり3,000円、15,000円、30,000円の3パターンの税率についてシミュレーションを行った。課税開始年は2005年とした。

低率の炭素税を導入し、地球温暖化対策を実施するための補助金として税収を還流させるケース。本分析では2010年のCO₂排出量について、1990年レベル2%減を達成するために必要な補助金額を推計した。課税開始年、補助金還流開始年ともに2005年とした。

*上図での削減量には表れていないが、約3,400円/tCの税収による補助対象にばら対策分を含む。

(参考) 経済モデル(AIM モデル)による経済への影響の試算

何も対策を行わなかつた場合と比較した2010年ごろの GDP の大きさ

・上記のEのケース(炭素税[約3,400円/tC] + 税収活用補助金)では、-0.06%

・Eと同様の削減効果を有する炭素税[約45,000円/tC]では、-0.16%

(注) AIM モデルとは、アジア・太平洋地域を中心とした温暖化対策とその影響を評価するためのモデルである。上記の AIM エンドユースモデルについては、モデルの内容がすべて公開されており、誰もが追試や他の政策案のシミュレーションを行うことが可能となっている。なお、モデルにより計算した将来の GDP や CO₂ の削減効果は、あくまで対策立案のための材料を提供するための試算である。

的にも自明のすう勢である。化石燃料への依存の少ない経済を構築していくことは、いわば、地球益を高めるものである。我が国は、自らの持つ経済発展の条件を見据えて、人類の経済が歩む方向を先取りするよう先んじて方向転換を行い、人類全体の経済の在り方をリードすべきではないだろうか。

このことは、我が国自身の利益にもかなう。すなわち、温暖化防止のための施策が強化されると、温暖化防止のための対策技術を活用した製品・設備への需要が増大することにより、さらに革新的な技術進歩が生じるとのダイナミックな動きが進んでいく。このような動きを踏まえると、世界全体で、大きな需要が将来産まれると考えられる温暖化防止のための対策技術について、我が国企業が他国企業に先んじて革新的技術を開発し、先行者利益を得ていくことは、我が国の経済発展戦略を考える上でも極めて重要であり、実際に優位を得るチャンスも大きい。

本報告で述べてきたとおり、このような方向転換、社会経済構造の変革のための積極的な政策の一環として、温暖化対策税の持つ長所を活かすべきではないかと考えられる。

(注) モデルにおいて比較の対象とされた何も追加的な対策を行わなかったケース

においては必要なCO₂排出削減はなされていない。したがって、上記の試算は、追加的な温暖化対策を行わない場合との比較であり、他の施策手法で追加的な温暖化対策を行った場合との比較ではないことに留意することが必要。

なお、化石燃料に課せられる税の在り方を変更することは、石油危機の場合と異なって、意識して化石燃料を今以上に大切にする新しい型の経済社会へと舵を切ることを意味している。温暖化対策税などの各種の対策の経済に対する影響についての関心は高いが、地球温暖化対策が、新しい型の経済を作る性格を持っている以上、何も対策をしないケースの場合のGDPなどと比較して、温暖化対策の経済影響とみなすことは、消極的に過ぎるおそれがある。

こととなる）。これは、森林によるCO₂の吸収量や今後検討されるべき京都メカニズムの活用等を併せて見込むと、大綱の目標に合致した水準となるものであって、6%削減約束の達成が可能となるものである。

- ・ 予測される経済影響は、現在の経済情勢の中では必ずしも「小さい」とは言えないかもしれないが、決して「非常に大きい」ものではない。すなわち、マイナス成長になってしまった石油危機の場合と比べ、税による値上がりに見合う資金は国内にとどまり、国内で有効に使われることにより、マクロ経済に大きな影響を及ぼすことがないからである。また、石油危機の時と異なり、エネルギーを節約する技術が豊富にあるため、特に税収を温暖化対策に活用した場合には、経済活動を小さくしてまでエネルギー一代を節約せざるを得ないということではなく、省エネ設備などの投資を増やして値上がりに対応することができるからである。そして、その投資が経済を拡大する効果を発揮することとなる。実際、モデル試算においても、電気機械・サービス部門などの省エネルギーに関する業種などにおいては、生産が増加すると予測されている。
- ・ また、モデルでは、税収が最も効率的に配分されると仮定している一方、地球温暖化防止への取組をきっかけに新しい省エネ技術等の更なる開発が進むといったダイナミックな変化は見込んでいない。これらを通じてみると、上記試算による影響の値は、実際には更に小さなものとなり得る。
- ・ また、雇用に関しては、炭素1トン当たり約45,000円の高い課税を行った場合にはマイナス（減少）となるが、炭素1トン当たり約3,400円の課税を行い、税収を温暖化対策に活用した場合にはプラス（増加）となると試算された。いずれにしても、変動幅は0.1%前後の範囲内とされた。
- ・ もとより、現在も各種の化石燃料には様々な課税がなされているが、我が国のエネルギー税の水準は、O E C D諸国の中では中位であって、エネルギーをもっと大切に取り扱い、CO₂の排出をより少なくなるよう促す方向で、更に税を活用する余地はある。
- ・ 総じて見れば、もともと化石燃料資源を国内に持たない日本の経済は、エネルギーを節約し、代わりに、人の労働や知恵を活用して発展するほかない。今後、化石燃料の使用に関する制約が更に強まっていくのは、国際

6 溫暖化対策上の効果及び経済等への正負の影響 一必需品である石油などのエネルギーに係る税負担を増やして、経済はどうなるのか一

- これまで述べてきたような温暖化対策税を導入した場合の経済及び雇用への影響はどのようなものであろうか。かつて、1970年代の第一次、第二次石油危機を通じ、石油などの価格は大幅に上がったが、その際の経済の後退は一時的なものにとどまった（石油危機の場合には、課税による値上がりと比べ、化石燃料が値上がりした分の資金が国外に流出するため、経済へのマイナスの影響がより強く出たとみられる。）。一方で、日本社会全体の省エネが大きく進んだことはよく知られた事実である。
- 今後予想される温暖化対策税の効果と影響については、前述の「2 税の性格、課税要件」や「4 税収の使途についての考え方」にもあるとおり、税率等の具体的な内容が2004年の大綱の評価・見直しの結果を踏まえて検討されるものであるので、その内容に応じて変わるものである。ここでは、効果と影響について、国立環境研究所及び京都大学が開発したモデルを用いて、大づかみのイメージを得るために試算を行った。

その結果、仮に、2005年から、炭素1トン当たり約45,000円の課税、すなわちガソリンや灯油1リットル当たり30円程度、石炭1kg当たり29円程度、天然ガス1m³当たり25円程度、それぞれ値上がりさせた場合、2010年ごろのGDPは、何も追加的な対策を行わなかった場合（注）、2000年比で約15.2%の増加となるところ、これが約15.0%の増加にとどまるとして試算された。

また、炭素トン当たり 約3,400円の課税、すなわちガソリンや灯油1リットル当たり、石炭1kg当たり、天然ガス1m³当たり2円程度、それぞ
れ値上がりさせた上で、税収を温暖化対策のための補助金に活用した場合には、2010年ごろのGDPは、2000年比で約15.1%の増加、すなわち、何も追加的な対策を行わなかった場合に比べ（注）、2010年時点で0.06%程度の減少（成長率換算では、年々約0.01%の成長率低下）にとどまるとして試算された。

- 上記の2つのケースにおいては、同等のCO₂の排出削減効果が見込まれる。すなわち、エネルギー起源CO₂に関し、2010年に、1990年の排出量に対してマイナス2%の水準まで削減されると見込まれる（2010年時点の排出量は、両ケースの施策を行わない場合に比べて、約10%削減される

の考え方を整理し、必要な調整を行うべきと考えられる。このような既存税との調整については、温暖化対策税の細目が固まった段階で、改めて詳細に検討することが適当である。

5 既存エネルギー関係諸税との関係についての考え方 一化石燃料に対する

税としては既に石油石炭税や揮発油税があり、これらの税によるCO₂抑制効果や、これらの税の収税を温暖化対策に活用することも考えられるのに、なぜ温暖化対策税の検討を行っているのかー

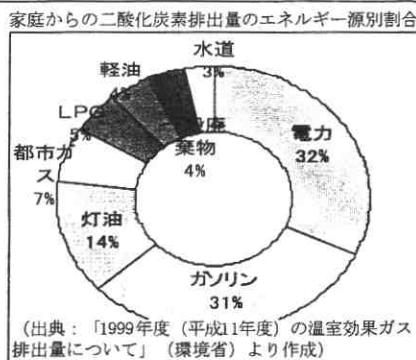
- ・ 石油石炭税や揮発油税などは、温暖化対策ではない別の社会的経済的な目的を実現するために課税されているものであり、その課税の考え方も化石燃料中の炭素分に着目したものではないが、これらも、燃料価格を引き上げているので、結果的にはCO₂排出抑制効果も持っていると言える。
- ・ しかし、2004年の評価・見直しにおいて、これらの税による効果も含めて既存の施策では不十分となった場合には、追加的な施策の導入が必要となる。その際、炭素分に着目して化石燃料価格を政策的に割高にして、省エネ対策や新エネ導入を一層促すように課税を行うこととすれば、少なくとも化石燃料への課税に関しては、ある程度の強化は避けて通れない。この点に関し、国民や納税義務者の理解が得られるよう、十分な議論を尽くすことが必要である。
- ・ さらに、温暖化対策税の税率が、「2 税の性格、課税要件」の考え方の通り、それだけで十分な温暖化対策を引き出すのには不足する低率の場合は、税による対策促進効果に加え、対策への新たな助成も必要となるので、追加的な財政支出の面での検討も要する。
- ・ その際、既存税の収税の使途としても、一部、温暖化対策となるものが実施され、あるいは助成されているのも事実であって、そのことを考慮する必要がある。しかし、既存税の収税による温暖化対策の内容には、それぞれの税の趣旨・目的からくる制約があり、温暖化対策として考えられる範囲をすべてカバーしているわけではない。また、京都議定書の削減約束を達成するための財源として、その規模自体が不十分である場合も大いに考えられる。
- ・ このようなことから、2004年に実施される大綱の評価・見直しの結果、既存のエネルギー関係諸税に加えて、温暖化対策税を導入するとの判断に至り、また、その収税を温暖化対策に活用することとなることが考えられる。この場合には、既存税の収税により行われる温暖化対策との役割分担

(参考5) CO₂排出と温暖化対策税の効果のイメージ 一般家庭を例に一

現状



平均的家族（マイカー有り）は、年間約5.9tのCO₂を排出（炭素換算では、約1.6t）

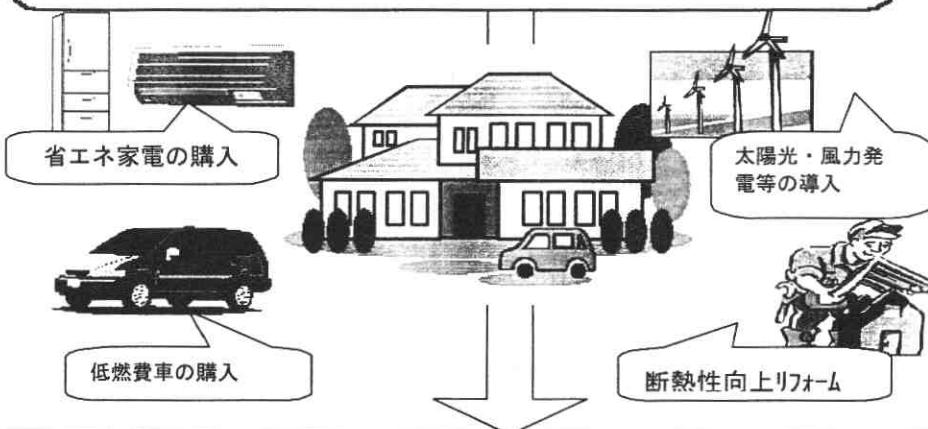


仮に温暖化対策税を導入
(税率：3,400円/炭素tの場合)

1世帯当たりの税負担額は年間約5,500円（月額約460円）

これは、電気、ガス、ガソリンなどの平均的光熱費の約2%に当たる。

税負担がきっかけとなって、例えば、アイドリングストップ、不要な電灯をこまめに消す等により、2%エネルギーの節約ができるれば負担増は概ね回避できる（注）。



◎燃料消費1/2の低燃費車に置き換えれば、CO₂の約15%の削減が可能

◎「エアコン、冷蔵庫、テレビをトップランナー製品へ代替」+「照明を白熱灯から電球型蛍光ランプへ切り替え」で、CO₂排出量の約6%の削減が可能

◎3kWの出力の太陽光発電（年間発電量3,000kWh）を設置すれば、CO₂の約23%の削減が可能

温暖化対策税で得られた財源で、これらの省エネ・新エネ対策を支援

（既に行われている類似の施策の例）

- ・補助金の支給（例・太陽光発電の設置に対する助成）
- ・既存税の軽減（例・屋上緑化に対する固定資産税の軽減、低公害・低燃費車に対する自動車税の軽減）
- ・住宅ローンにおける優遇（例・省エネルギー住宅と太陽光発電設備に対する住宅金融公庫の基準金利（低い金利）による割増融資等）

（注）電気料金、ガス料金等の料金体系が使用量に比例したものとなっていないので、2%のエネルギー消費の減が正確には2%の料金減にはならない。

税収を温暖化対策に活用する場合の対策のイメージ

- 基 本 原 則：効率的、効果的、確実かつ直接的な対策に対する集中的な支援の実施
- 環境と経済の統合：脱温暖化型社会の構築と我が国の経済活性化・国際競争力の強化の同時達成に寄与

※ 温暖化対策税の税収の使途については、これを温暖化対策のために活用することとした場合においても、2004年の大綱の評価・見直しの結果を踏まえて、温暖化対策税の必要性と併せて改めて検討することが必要。以下で示した使途は現時点でのイメージの例であり、必ずしもこれに限るものではない。

脱温暖化による豊かな暮らしと社会の実現（主に一般家庭の取組支援）

- ・ 省エネ機器の買換え促進
- ・ 省エネ・新エネ住宅・建築物の新築や、断熱化リフォームの促進
- ・ 地方公共団体が、地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化対策地域協議会、地球温暖化防止活動推進員と連携して、地域の実情に即した対策を推進

世界最高水準のグリーンな交通社会の構築（主に運輸部門の取組支援）

- ・ 我が国が世界で最も高性能なクリーンエネルギー自動車を含む低公害車・低燃費車ばかりが走る国となるよう支援
- ・ 我が国が世界に先駆けた燃料電池自動車普及社会となるよう後押し
- ・ 公共交通機関の利用の促進、モーダルシフト^(注1)や物流の効率化

技術革新や経済界の創意工夫を活かした対策の推進による経済活性化と国際競争力の強化（主に事業者の取組支援）

- ・ 自主的に高い目標を掲げた事業者の目標達成への対策支援
- ・ 先駆的な対策技術の導入支援
- ・ 国際競争力上の影響を受けるエネルギー多消費産業の対策支援
- ・ 廃棄・使用の際に温室効果ガスの排出が少ない製品を生産する設備の導入支援

温室効果の高いガス（HFC等3ガス、メタン、一酸化二窒素等）の排出抑制

- ・ 温暖化及びオゾン層破壊につながらない冷媒等やこれを使用した製品の開発・普及
- ・ 有機廃棄物を材料やエネルギーとして有効活用する技術・システムの支援

緑にあふれた街と国づくり

- ・ 吸收源対策となる森林の保全・整備（植栽、間伐、下草刈りなど）
- ・ 都市緑化促進

京都メカニズム^(注2)の有効活用

- ・ CDM等の加速的促進

※ この他、バイオマス^(注3)や廃棄物のエネルギーの利用や、温暖化対策が組み込まれた街づくり、新規の

補助制度

温暖化対策税の減免

既存税の減免

融資制度等

(注1) モーダルシフトとは、物流手段を自動車から鉄道や海上輸送に転換していくこと。

(注2) 京都メカニズムとは、京都議定書において認められている、国別の約束の達成に係る国際的な措置で、他国における排出削減量や他国の割当量の一部を利用する仕組み。共同実施（JI）、クリーン開発メカニズム（CDM）及び排出量取引をいう。

(注3) バイオマスとは、生物資源（バイオ）の量（マス）を表し、食品廃棄物、稲わら、木くず等の「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」をいう。

(参考4) モデルによる試算

温暖化対策税の税率を検討するためには、2004年の大綱の評価・見直しの結果を踏まえる必要があるが、温暖化対策税の税率と効果等についての大づかみのイメージを得るため、本専門委員会では、モデルによる試算を行った（「6 温暖化対策上の効果及び経済等への正負の影響」を参照。）。その試算のうちの一つの結果では、炭素1トン当たり3,400円（ガソリン1リットル当たり約2円の値上がりに相当）の温暖化対策税を課税することによる価格インセンティブ効果とあいまって、約9,500億円の補助金を温暖化対策の助成に投じると、京都議定書の削減約束を達成できる削減が可能との結果になった。この場合、炭素1トン当たり3,400円の温暖化対策税の税収は約9,500億円であり、温暖化対策税の税収にちょうど見合う額すべてを温暖化対策に活用していることとなっている。

なお、後述の24ページにあるとおり、炭素1トン当たり45,000円の課税の下で価格インセンティブ効果のみによって発揮される排出削減効果と、上記のようなトン当たり3,400円の課税と補助金を併用した税制による排出削減効果とは等しくなる。この理由は以下のとおりである。

家庭や企業が、温暖化対策を行うかどうか、あるいは、どの程度の対策を行うかを決める際には、経済面では、「温暖化対策のための設備投資や機器購入にかかる費用（初期投資の必要額）」と「省エネルギーにより浮かせることができるエネルギー費用（ランニングコストの軽減額）」を比較して判断すると考えられる。

課税によって、エネルギーの価格が高まるほど、省エネルギーにより軽減できる額は大きくなる。一方、温暖化対策のための設備や機器への補助は、「初期投資の必要額」を引き下げる。施策によって対策実施を後押しする場合は、以上のようなことを踏まえると、省エネルギーによる費用軽減額、又は、初期投資の軽減額を大きくして、対策を実施した場合と実施しない場合との経済的効率の差を大きくする（対策を実施した場合の不利を埋め、さらには対策をした場合を相対的に有利にする）ことが重要となる。

炭素1トン当たり3,400円の課税の案は、「エネルギー費用の軽減額」に関しては、炭素1トン当たり45,000円の課税よりも小さいが、課税と同時に補助を行うことにより「初期投資の必要額」を引き下げることとしているため、その合計で見ると、両案ともに、家庭や企業の温暖化対策を促す上で同程度の効果を持つことになる。

うことでも同様の効果を発揮し得ると考えられる。

- ・ いずれの仕組みによるにしても、世の中の納得が得られる透明な使い方とすべきである。また、補助金や他の税の減免措置などの助成に係る施策が適切に行われるような仕組みを整備し、府省の所管にかかわらず効率的で確実な削減につながる対策への支援を行うことを基本とすべきである。
さらに我が国の経済活性化や国際競争力強化の同時達成にも寄与するものとすべきである。
- ・ 以上のような考え方方に立ち、仮に税収を温暖化対策に活用することとした場合、それによって促進される温暖化対策のイメージとしては、P20の図のようなものが考えられる。例えば、一般の家庭にとっても、P21の参考5に見るとおり、大きなかかわりが生じてくると考えられる。温暖化対策税の税収を活用するのであれ、あるいは他の財源を用いるのであれ、何らかの資金を用いて、今以上に促進されるべき具体的な対策については、2004年に実施される大綱の評価・見直しを踏まえて検討されるべきものである。しかしながら、図のとおり、我が国の今後の発展にとって、いずれも極めて重要な意義を持つ対策技術を活用した製品・設備、サービスの導入や、これらの製品等の開発が、何らかの資金を用いて促進される対策の候補になるとを考えられる。
- ・ また、温暖化対策については、国との連携の下、地方公共団体においても積極的に実施されることが期待される。温暖化対策税を導入し、その税収を何らかの方法で追加的な温暖化対策に活用することとした場合において、その対策が地方公共団体によって実施されるときには、その財源の確保を図るため、温暖化対策税の一部を地方税としたり、地方譲与税の仕組みを活用するという方法により、税収の一部を地方の財源とする必要がある。

4 税収の使途についての考え方 一温暖化対策税の税収は何に使うのか一

- ・これまでの施策の継続やそのできる限りの強化等に加えて、「2 税の性格、課税要件」で提案したような考え方で相対的に低い税率の温暖化対策税を導入するとした場合、その税率が低いことにより、こうした税だけでは、京都議定書の削減約束を達成するまでの削減を見込めない可能性がある。こうした場合には、前述の「3 税負担軽減についての考え方」にもあるとおり、温暖化対策を行う人や企業に対して、当該対策を行う場合に新たな補助金を出したり、温暖化対策の促進につながるように他の税も含め減免等の新たな負担軽減を行う、といった他の施策を併せて実施することが考えられる。
- ・このような他の新たな施策を実施するに当たっては、追加的な財源が必要となる。しかし、財政状況が厳しい現状を踏まえると、既存の財源から温暖化対策へと活用する資金を現状よりも相当程度上積みすることには、自ずと限界がある。したがって、このような場合には、別途新たな財源を確保することが必要となる。
- ・温暖化対策のための新たな財源をどこに求めるべきかという点に関して、例えば、所得税や法人税、あるいは消費税その他の税を増税し、その税収に求めることも考えられる。しかし、このことは、地球温暖化問題への責任の大きさ（発生させる環境負荷の大きさ）を踏まえた公平な負担にはならないため、この問題への対応としてはなじまないと考えられる。さらに、これらの税による場合には、環境負荷に対応して課税するものでないため、対策実施への価格インセンティブ効果も期待できない。
- ・したがって、本専門委員会では、温暖化対策税により、一定の税収が生じることに着目し、この税収に見合う額の資金を活用し、温暖化対策のための補助金や他の税の減税措置などを行うこととして、税収の使途についての考え方なども検討した。
- ・仮に税収を温暖化対策に活用することとした場合、その際の具体的な仕組みについては、例えば、目的税や特定財源とし特別会計に繰り入れるということも考えられる一方、一般財源として一般会計に繰り入れた上、温暖化対策のために、これを補助金や他の税の減税財源として活用するとい

3 税負担軽減についての考え方—例えは、対策を積極的に行った人や企業なども、なお税金を払わなければいけないのか—

- ・ 温暖化対策税は、温室効果ガスの排出又はそれにつながる化石燃料に対して課税し、温暖化対策の実施を後押ししようとする施策である。また、温暖化問題に対処するための様々な施策のうちの一手法であり、他の施策との組み合わせ（以下「ポリシーミックス」という。）で導入される可能性もある。

このようなことを踏まえると、以下のような場合には、税負担を軽減する必要が生じるものと考えられる。さらには、税負担軽減を行うことによって温暖化対策がより一層進展するという場合も大いに考えられる（なお、この点については、「4 税収の使途についての考え方」において更に詳述した。）。

＜税の趣旨に照らし負担を軽減すべき化石燃料の用途・者＞

- 温室効果ガスを排出しないもの
- 課税による影響が極めて大きいもの（ただし、負担軽減の結果、CO₂排出削減効果が失われるだけとならないように、何らかの形で、「成果を上げている」という条件を満たすこととなるように検討することが必要）

＜温暖化対策をうまく進める観点から負担を軽減すべき化石燃料の用途・者＞

- 温暖化対策の観点から推進すべきもの
- 温暖化対策税を他の施策手法と組み合わせて導入する場合において、他の施策手法の下で、「成果を上げている」、又は、「今後成果を上げることが期待できる」と言えるもの
- 大綱の評価・見直しの結果に照らして、「成果を上げている」と言えるもの（社会全体の削減コストを最小化するとの観点からは、負担軽減は異なる排出削減のための価格インセンティブ効果が失われない範囲のものとすることが必要）

※ 上記の観点からの具体的な対象のイメージについては、P20の「税収を温暖化対策に活用する場合の対策のイメージ」を参照。

- ・ 税負担の軽減を行う方法としては、温暖化対策税そのものの減免・還付のほか、他の税の減免（租税特別措置等）や歳出面での還流（補助金等）が考えられる。

直しを踏まえて、更に検討することが適切と判断された。なお、実際に課税を検討する場合には、改めて、以下に述べる化石燃料課税の場合とは別途の制度設計について検討することが必要である。

(注2) 「納税義務者」とは、本来の納税義務の主体、すなわち、租税法律上、租税を負担する者である（経済上、実質的に租税を負担する担税者とは異なる）。

「源泉徴収義務者」や「特別徴収義務者」は、納税義務者から租税を徴収し、これを納付する義務を持つ者である。

となるものと通常考えられるが、この税の負担が化石燃料の最終消費者に円滑に転嫁されるよう図るため、納税義務者（本来納税すべき者）などをどのように設定するかについても、今後更に検討することが適切である。

- 税率の水準については、どの程度の強さの追加的な施策が必要なのか、また、その追加的な施策の中で温暖化対策税がどのような役割を担うべきかなどに関しては、2004年の時点での大綱の評価・見直しを行い、その結果を踏まえて決定されるものである。例えば、これまでの施策の継続や強化によっては、京都議定書の削減約束を達成するための十分な削減量が見込めない場合に、新たな追加的施策として、温暖化対策税だけを導入し、その課税による価格インセンティブ効果だけに、必要な排出削減のすべてを担わせる場合には、最も高い税率となる。これに対して、他の追加的施策も併せて導入することにすれば、相対的に低い税率によって、それに応じた比較的小さい排出削減を温暖化対策税に担わせるということになる。

- 税は、国民に経済的な負担を求めるものである以上、必要最小限のものであるべきである。さらに、現下の経済や雇用の情勢を踏まえると、高い税率のものとして、経済の姿を劇的に変えることはあまり現実的ではない。

このため、本専門委員会としては、相対的に低い税率の温暖化対策税を導入してはどうか、そして、それでは削減効果が不足する分は、この税の収税を前提とした助成措置を含む何らかの施策を併せて導入し、これらの施策の全体として、京都議定書の削減約束の達成のために必要な排出削減量を確保することとしてはどうかと考える。

地球温暖化対策は、税によるにせよ、よらないにせよ、新しい型の経済への変革を促すものである。しかし、このような低率の税を採用することにより、現在の産業構造など、今ある経済の姿を踏まえながら、着実に変革を進める施策とすることができますのではないか（P28の「代替案の検討」参照）。

(注1) ここでは、我が国の温室効果ガス排出量の約9割を占めるエネルギー起源CO₂又はその排出源である化石燃料について取り扱っている。京都議定書の対象となっている6種類の温室効果ガスのうち、非エネルギー起源CO₂やCO₂以外の5種類の温室効果ガス（メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC、SF₆）については、その課税の適否について検討を行ったが、その排出源や排出形態が多様であるため、いずれも2004年の大綱の評価・見

2 税の性格、課税要件－何について温暖化対策税を課税し、誰が納付するのか－

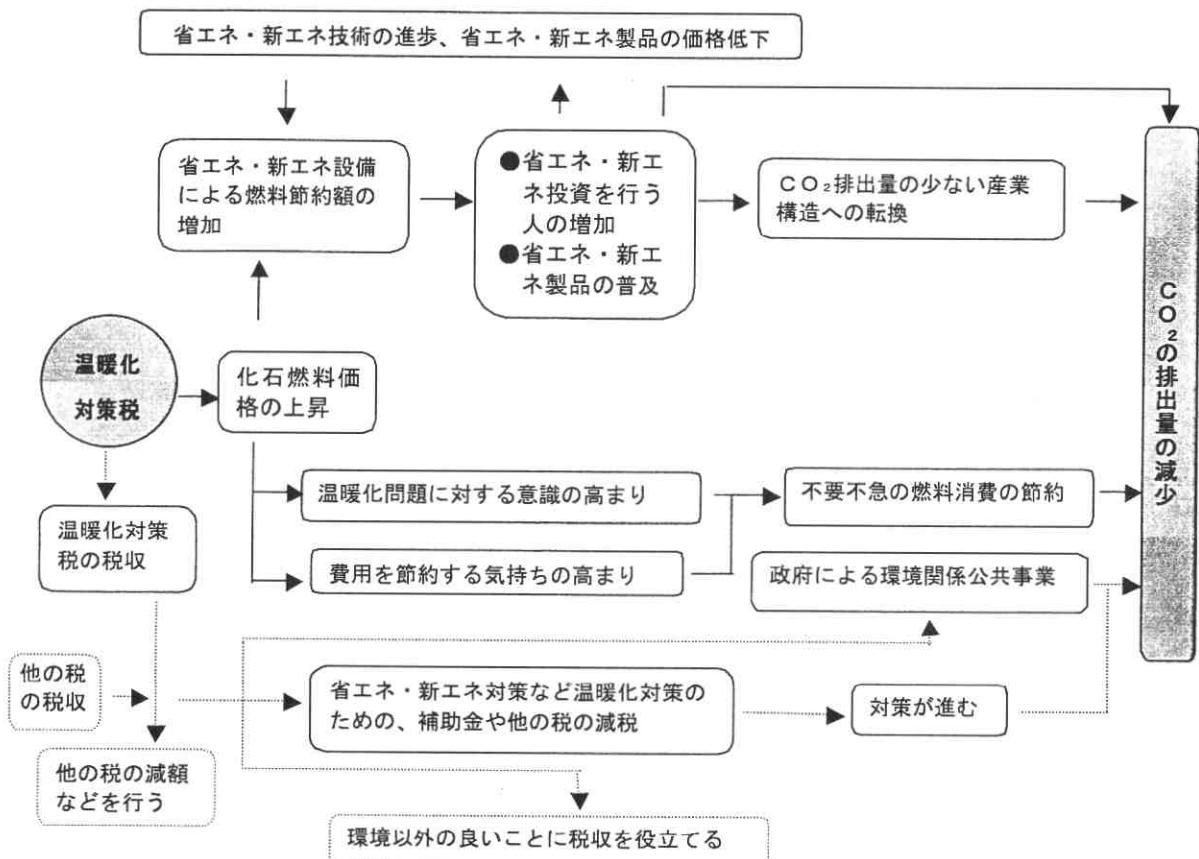
- 前述の「1 地球温暖化対策の現状についての認識、これに照らした温暖化対策税の特長」でみたとおり、温暖化対策税は、「課税による価格インセンティブ効果（P 8 参照）によって、CO₂の排出を削減すること」、「その収税を温暖化対策に活用することによって、CO₂ の排出を削減すること」という機能を果たし得る。これら 2 つのいずれの機能を果たさせるにしても、この税は「CO₂」又は「化石燃料」を対象として、CO₂についてであれば、その排出者に対してその排出量に応じて、あるいは、化石燃料についてであれば、その消費者（化石燃料を燃焼させる者）等に対して、その消費量等に応じて課税することが適切である（より正確には、課税標準となる各化石燃料の量ごとにその平均的な炭素量に応じて課税することとなる。）（注 1）。
- CO₂ 又は化石燃料への課税を行う時点の選択に当たっては、他の施策手法との組み合わせやすさ、課税による価格インセンティブ効果が働く度合いも重要であるが、課税事務の執行可能性も含めて考慮が必要である。これらを総合的に勘案すると、以下のような化石燃料への最上流課税又は上流課税が有力な候補となる（P28の「代替案の検討」参照）。

「化石燃料最上流課税」：化石燃料の保税地域からの引取量（輸入時点）又は採取場からの採取量（採取時点）

「化石燃料上流課税」：化石燃料の製造場（エネルギー転換部門）からの移出量（出荷時点）

- また、温暖化対策税は、化石燃料の最終消費者において対策を実施させる動機付けとなることを意図した税であるため、最上流又は上流課税であっても、化石燃料の最終消費者が税の負担を感じるような仕組みについて検討すべきである。
さらに、既存の税をみると、納税義務者が実際に税を納付するものと、納税義務者と異なる者が、源泉徴収義務者、特別徴収義務者といった形で税を納付するものがある（注 2）。温暖化対策税では、最上流課税の場合には輸入者又は採取者が、上流課税の場合では製造者が、税を納付するこ

(参考3) 温暖化対策税導入が二酸化炭素を減らす仕組み



(出典)「環境政策における経済的手法活用検討会報告書（平成12年5月）」を基に作成

対策への取組を一層強化し、対策技術導入の投資を増加させるため、今以上に強力な施策展開が必要となる可能性が高い。

- ・ このような場合には、経済的手法を用いることにより、施策の実効を上げることが期待される。すなわち、化石燃料の価格を割高にし、あるいは対策技術の導入のための初期投資額を割安にすることによって、省エネなどの対策をした場合とそうでない場合との間の経済的な利益の差を拡げ、省エネのための製品や設備などの経済的な魅力を高め、エネルギーを今以上に大切にすること、広く、かつ自然に促すことが一つの有効な方法となろう。こうした機能を持つ施策が、温暖化防止に着目した税、あるいは税と併せて活用する助成措置といった経済的手法である。

(注) 平成15年度の地球温暖化対策推進大綱関係予算は合計で約1兆3,200億円。内訳は、額の大きいものから、①森林環境保全整備事業等の森林・林業対策に約3,900億円、②原子力の推進のための対策に約3,200億円、③廃棄物処理施設整備、農業集落排水事業等の非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出抑制対策に約2,000億円、④環境負荷の小さい交通体系の構築のための対策に約1,260億円、⑤新エネルギー対策に約1,220億円、等となっている。

(注) 京都議定書の交渉の前に国際的に検討された将来予測では、大気中のCO₂濃度を550ppm（産業革命前の2倍の濃度）に安定化させるためには、世界全体の排出量を21世紀末には半分以下にすることが必要と計算されている。

(2) 排出が削減される仕組み

- ・ 温暖化対策税は、化石燃料を以前より割高にして省エネ設備や新エネ設備の経済的な魅力を高め、国民や事業者が地球温暖化防止のための対策を導入するように後押しするための仕組みである。しかし、果たして京都議定書の削減約束を達成できるだけの省エネ型の製品や設備などの対策技術はすでに存在しているのだろうか。
- ・ 京都議定書の削減約束達成のためには、燃料電池などの新たな革新的技術の開発・普及を進めていく必要があることはもちろんであるが、既に存在する技術だけでも、何らかの施策によりこれを広く導入することができれば、大幅な効果が期待できる（例えば、民生・運輸部門を中心にして、太陽光発電・太陽熱利用・小型風力発電などの新エネルギー技術や、省エネルギー機能の優れた住宅、省エネルギー効果の高い冷暖房・冷蔵庫などの家庭用機器などの省エネルギー技術の導入、さらにバイオエタノールの利用等が広く普及すれば、京都議定書の削減約束も十分達成可能である。）。
- ・ 問題は、どのような施策により、こうした対策技術を活用した製品・設備の導入を進めるかということである。現時点でのエネルギーの価格と対策技術のコストの下では対策を実施する方が高くつく、という場合に、「温暖化防止に役立つ製品購入や設備投資を行って下さい」と啓発するだけでは、環境問題への意識が高い一部の人のみにしか取組は広がらない。そこで、規制を強化しようとしても、あらゆる人に対してそれが行うべき対策を政府が特定して、対策を強制することは到底できない。
- ・ 現在、我が国では、毎年1兆円規模の政府支出（注）を伴う積極的な施策が実施され、その結果、対策がない場合に比べて実際の排出量を相当に抑制しているものと推計される。しかしながら、現実の我が国の温室効果ガス排出量は、1990年レベルの排出量を大きく超過している状況にある。京都議定書の削減約束を達成するためには、官民による温暖化

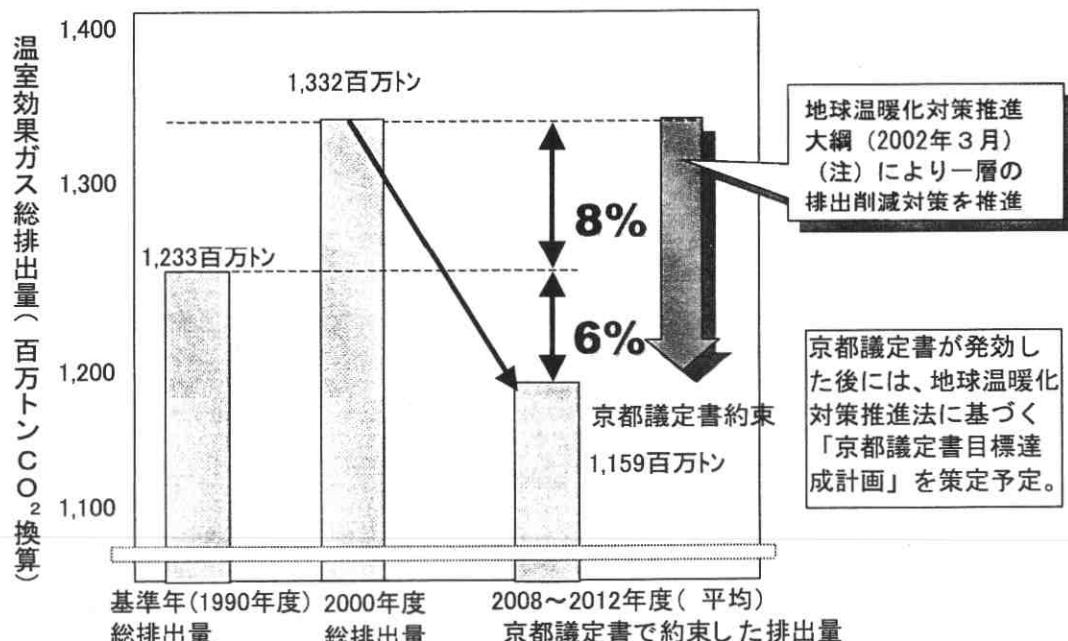
- ① 近年排出が増大している民生部門や運輸部門を含む温室効果ガスを排出するすべての主体に対策へのかかわりを求めるほど唯一の施策である。
- ② 一定の削減を行う場合に、社会全体としては最小のコストでその削減を行い得る経済合理的な施策である。
- ③ 排出削減や技術開発のインセンティブが継続的に働き続ける施策もある。
- ④ 税収が生ずるため、その活用による削減を検討し得る。
- ⑤ 以上のような点を通じて我が国の環境産業・環境関連技術開発の進展が期待できる。
- ⑥ さらには、税制に関しては社会的な関心が高いことから、「温暖化対策税を導入する」ということが、温暖化対策を急速に普及させる原動力となることが期待できる（アナウンスマント効果）。

- ・ 税制は、いわば市場のルールであって、国民の経済行動に対して陰に陽に大きな影響を与えている。そのような税制を環境保全の観点から手直しし、上記のような効果を発揮し得るよう改善することに伴い、国民が行う地球環境を守るために労力は一層報われるものとなる。このことを通じ、我が国が経済社会が地球環境と共生し得る新しい型の経済社会へと自らの力でダイナミックに脱皮していくことが期待される。
- ・ いずれにせよ、今後の温暖化対策・施策を展開していく過程は、我が国の盛衰にもかかわる国民全体にとっての大きな挑戦となる。我が国は、政策選択に関する闘争^{かたたづ}な議論を通じて、合理的で国際競争力ある施策を具体化し、環境と経済の統合を積極的に実現していくべきである。
- ・ 既に、温暖化対策税は、1990年代初頭から導入した北欧諸国やオランダに加え、近年は、英国、ドイツなどでも導入されている。導入の歴史が長い北欧諸国では、その効果も実証されている。また、我が国においても、環境負荷の大きな自動車に課される自動車税の税率を高くする改正が既に行われ、温暖化対策税のような考え方が部分的には実行に移されている。環境以外の関係分野、例えば、エネルギー政策や経済政策の分野においては、我が国において特に近年、創意工夫を活かした市場での競争を積極的に活用して公益目的を達成する方向での政策の改革が真剣に検討され、また、実際の政策の中で用いられるようになってきている。温暖化対策税は、関連の分野におけるこのような大きな政策の流れにも、趣旨として合致するものである。

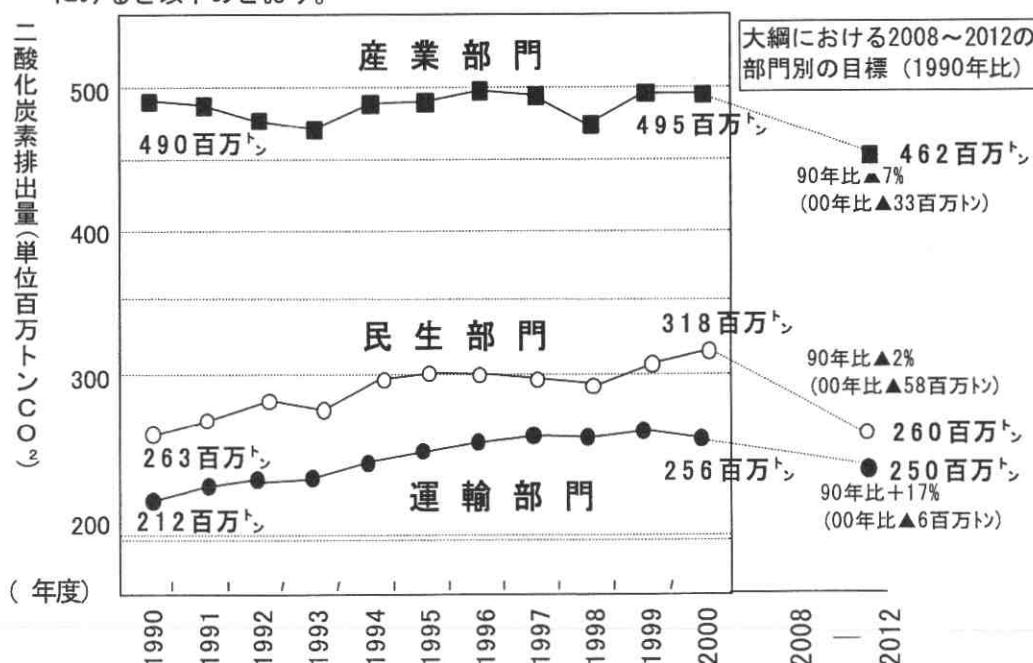
- こうした新たな仕組みの一つとして、国民に身近な市場の力を積極的に活用する、温暖化対策税や排出量取引制度などの経済的手法が考えられる。これらのうち、温暖化対策税については、地球温暖化の原因となる温室効果ガス又は化石燃料（石炭、石油、天然ガス）に対して課税することによって、事業者であれば設備の導入・更新、一般家庭であれば自動車や電気製品などの買換えや家の建て替え・リフォームの際に、より省エネ型のものへと代替するよう促すとともに、化石燃料の使用及びそれに伴う温室効果ガスの排出を控えるように促すものである。さらには、化石燃料を環境上の理由から割高にする施策を採用することは、規制による場合と異なって、省エネ技術等の研究開発を息永く進める上でも、良い動機付けとなると考えられる。温暖化対策税とは、つまり、地球を汚さないようにするための費用を幅広い経済社会主体に今以上に適切に、また自然に負担してもらうための仕組みである。
- 温暖化対策税の導入により、まず、上記のような課税による価格インセンティブ効果（以前より割高となった物への支出を抑えるため、設備の導入などの対策を行うことにより、その物の使用を減らそう、との動機を高める効果）を通じて、温室効果ガスの排出を削減することが期待される。
- また、この課税により生ずる収益は、様々な政策目的の達成に向けて国民のために活用し得るものであるが、例えば、温暖化対策を進めるために活用すれば、これによって温室効果ガスの排出を更に削減し得る、という機能も期待される。
- 温暖化対策を促進するために税を活用する利点としては、以下のようなことが挙げられる。

(参考2) 我が国の温室効果ガス排出量及び二酸化炭素(CO₂)排出量の状況

- 2000年度の総排出量は、基準年総排出量比約8%増
- 6%削減約束を達成するためには、2000年度から90年度比で約14%相当分の排出削減が必要



- 我が国の温室効果ガス総排出量のうち、9割以上を占める二酸化炭素排出量は、部門別にみると以下のとおり。



(注) 平成15年8月29日に、2001年度(平成13年度)における我が国のCO₂等の温室効果ガスの排出量が公表された。これによると、2001年度の我が国のCO₂排出量は、1990年度と比較して、8.2%上回る約1,214百万トンであった。

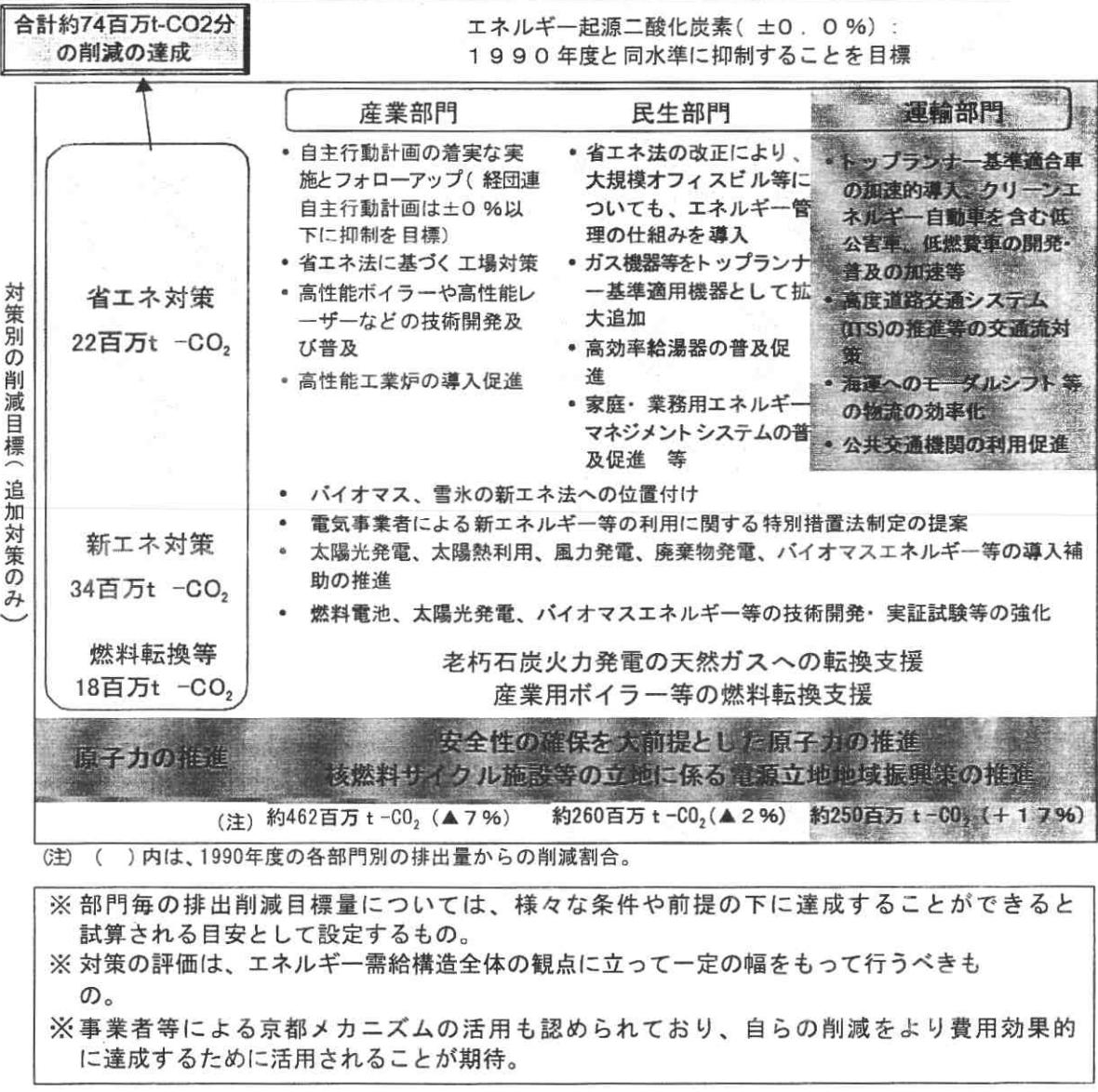
温暖化対策税に関し、国民各位が高い関心を寄せると思われる事項についての本専門委員会の案は、以下の1から6のとおりである。温暖化対策税についての国民の御意見をお聞きしたいが、特に、これらの6点に対する御意見については賛否にかかわらず是非お寄せいただきたい。

1 地球温暖化対策の現状についての認識、これに照らした温暖化対策税の特長 一なぜ温暖化対策税を検討するのか一

(1) 温暖化対策のための様々な施策の中での温暖化対策税の特長

- ・ 我が国のCO₂等の温室効果ガス全体の排出量は、これまで様々な施策を行ってきていてもかかわらず、1990年に比べ、2000年時点で8%増加という状況になっている。温室効果ガス排出量を1990年比で6%削減するという京都議定書の約束は容易に達成できるものではない。しかも、地球温暖化問題の克服には、さらに長期にわたる大幅な排出削減が必要である（注）。そのためには、国内はもとより世界全体で、今後1世紀続くような社会経済構造の変革が必要となる。地球温暖化問題への対応は、我が国の存続、発展にとっての大きな試練と言うべきである。
- ・ このような厳しい変革を成し遂げるに当たって、規制や自主的取組のような現行の施策だけでは限界があるのではないか。なぜなら、これらの施策の下では、一部の者だけが対策を担うこととなり、特に重要性の高い一般家庭や自動車利用のような小規模多数の発生源には対策の動機付けができないという問題がある。また、自主的取組も重要であるが、その効果を確実に見込むことができないという限界も抱えている。自主的取組を支援するための経済的助成措置にも、財源に限りがあることなどの問題がある。
- ・ したがって、規制などの従来の施策に加えて、新たな発想に基づく施策、すなわち、一般家庭や自動車利用も含むすべての人や企業に対して温暖化防止へのインセンティブ（動機付け）を与え、それぞれの創意工夫による合理的な対策を促し、社会全体で対策を担っていくという一層合理的な施策を立案し、導入することが必要になるのではないか。

(図) 地球温暖化対策推進大綱における対策・施策の例（エネルギー起源CO₂排出抑制対策）



(参考1) 「温暖化対策税」との名称について

温暖化対策のための税は、いわゆる「環境税」という呼称で、多くの人々に用いられているが、単に「環境税」とした場合には、産業廃棄物税などの多様な税をも想起させるため、本専門委員会においては、便宜上、「温暖化対策のための環境税」のことを「温暖化対策税」とした。

なお、本専門委員会の名称を「温暖化対策税制」専門委員会としているのは、新たな税の導入だけではなく、既存の関係諸税も含めて検討の視野に入れることを念頭に置いたものである。

他方でまた、地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出源は非常に多岐にわたっており、一般家庭や自動車利用も相当な割合を占めている。すなわち、地球温暖化防止のための取組は、国民皆で担うべきものであり、国民生活と密接に関係する。このような性格から、対策を進めるための政策の巧拙は、国民の暮らしや経済に大きな影響を与えることとなる。このため、温暖化対策税を含む今後の温暖化防止のための政策は、国民皆で考え、合意形成を図っていくべきものである。国民各界各層による幅広い議論を期待したい。

- 以下の「温暖化対策税制の具体的な制度の案～国民による検討・議論のための提案～」は、このような考え方立ち、本専門委員会として、現時点でも最も望ましいと考えられる制度の案として取りまとめたものである。また、ワーキンググループ報告についても、本専門委員会としての報告の一部として添付することとした。
- 我が国が議長を担い国際合意に至った、地球を守るための新しい国際ルールである京都議定書は、その早期発効が期待されている。是非、幅広い国民各界各層に本報告書及び別添の資料を読んでいただき、この報告などに対する御意見を中央環境審議会に寄せていただきたい。当審議会は、御意見を踏まえて、さらに検討を深め、政府において適切な対策が立案されるよう、役割を果たしたいと考えている。

(注1) 地球温暖化対策推進大綱は、我が国の京都議定書締結に先立つ平成14年3月、政府の地球温暖化対策推進本部（本部長：総理大臣、副本部長：官房長官・経済産業大臣・環境大臣、すべての閣僚がメンバー）が決定したものであり、京都議定書における温室効果ガスの6%削減の約束を達成するための100以上に及ぶ対策・施策が盛り込まれている（それらのうち、エネルギー起源のCO₂に関する対策・施策については次ページの図参照）。

(注2) 中央環境審議会や環境省においては、税の検討のほか、産業界の自主行動計画を着実に推進するための方策や、民生・運輸部門における対策の強化、事業者による国際的な取組であるクリーン開発メカニズム（CDM）、共同実施（JI）の支援、排出量取引制度などや、石油特別会計を利用した省エネ、代エネ対策などを促進する施策について検討を進めている。

報告の取りまとめに当たって

- 地球温暖化対策に関する政府の方針（地球温暖化対策推進大綱（以下「大綱」という。）（注1））においては、2004年及び2007年に、それまでの対策・施策の進捗状況や排出状況等を評価し、京都議定書の6%削減約束達成のために必要な追加的対策・施策を講じていくとのステップ・バイ・ステップのアプローチを採用している。このため、中央環境審議会においては、追加的施策として温暖化対策税が必要と判断された場合に、すぐに具体的な仕組みの提案ができるよう、他の様々な施策手法の検討（注2）と並行して、平成13年10月に設置した地球温暖化対策税制専門委員会において、温暖化対策税の検討を進めている。
- 本専門委員会では、14回の会合を重ねたほか、この報告の取りまとめに当たっては、本専門委員会の下にワーキンググループを設けて集中的な審議を行った。本専門委員会は、このワーキンググループからの報告を受け、これを概ね適切なものと認めて了承した。しかしながら、ワーキンググループ報告は、このままでは専門的かつ長大であり、これのみでは国民の間での検討や議論のたたき台とするには必ずしも適当でない。このため、本専門委員会としては、ワーキンググループ報告を基に、専門委員会での議論を踏まえて、主として一般の国民に向けた、一層簡潔な提案を取りまとめることとした。
- 地球温暖化は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、まさに人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つである。都市の高温化を加速することによる生活環境の悪化といった身近な例にとどまらず、太平洋の島国においては水没による国土そのものの喪失さえもたらすなど、世界全体の環境の著しい悪化を引き起こす深刻な問題である。気候システムは、地球の生態系や人間の生活の基盤となるものであって、我が国にも直接、間接に大きな影響を与える。災害の防止、新たな感染症への対処、食料生産の維持などへの対応が必要になることはもとより、世界の穀物生産量・価格の変動や各国の社会不安などで貿易を通じた様々なリスクを高める。気候の激変は、近年の世界各地での異常気象に伴う社会の混乱などにも垣間見られるように、すべての国民、将来の国民皆に影響が及ぶ大問題となるのである。

地球温暖化対策税制専門委員会の検討経緯

中央環境審議会においては、地球温暖化対策に関する様々な検討の一環として、平成13年10月に地球温暖化対策税制専門委員会を設置し、以下のような経緯で、温暖化対策税制の主に制度面を対象とした検討を行ってきた。

この間、平成13年12月には、温暖化対策税についての主要な論点を整理した「我が国における温暖化対策税制に係る制度面の検討について（これまでの審議の取りまとめ）」を公表した。また、平成14年6月には、同年3月に策定された地球温暖化対策推進大綱を踏まえて、「我が国における温暖化対策税制について（中間報告）」を取りまとめ、第1ステップにおいては既存税のグリーン化を推進すべきことや、2004年の大綱の評価・見直しにおいて必要とされた場合には、第2ステップ以降早期に温暖化対策税を導入すべきであり、それに備えた検討を進めておくべきことを提言した。

こうした中、平成15年2月、鈴木俊一環境大臣から、「税制に関しては国民的議論が不可欠であり、2004年の評価・見直しに先立ち、国民的議論のための十分な時間的余裕を持って、まずはその議論のたたき台となる温暖化対策税の具体的な案を提示すべきである」との観点で、「本年夏頃を目途に報告を取りまとめるように」との要請を受けた。このような要請に応じ、今般、「温暖化対策税制の具体的な制度の案」（報告）を取りまとめたものである。

第1回会合（平成13年10月17日）

第2回会合（平成13年10月30日）

第3回会合（平成13年11月8日）

・ 関係者からのヒアリング（日本労働組合総連合会、炭素税研究会（環境NGO等による研究会））

第4回会合（平成13年11月13日）

・ 関係者からのヒアリング（（社）経済団体連合会、（財）全国法人会総連合、（社）全日本トラック協会、日本生活協同組合連合会）

第5回会合（平成13年11月22日）

第6回会合（平成13年12月19日）

「我が国における温暖化対策税制に係る制度面の検討について」（これまでの審議の取りまとめ）公表

第7回会合（平成14年4月4日）

第8回会合（平成14年5月28日）

第9回会合（平成14年6月6日）

第10回会合（平成14年6月13日）

「我が国における温暖化対策税制について」（中間報告）公表

第1回懇談会（平成14年9月27日）

第2回懇談会（平成14年10月28日）

第11回会合（平成15年2月25日）

＜ワーキンググループにおける検討＞

（平成15年3月～6月にかけて、6回の会合を開催したほか、個別議論等の機動的な検討を行った。）

第12回会合（平成15年7月25日）

第13回会合（平成15年8月18日）

第14回会合（平成15年8月27日）

「温暖化対策税制の具体的な制度の案」（報告）公表

委員名簿

敬称略：50音順

浅野 直人	福岡大学法学部教授
天野 明弘	(財) 地球環境戦略研究機関関西研究センター所長
飯田 浩史	産経新聞社論説顧問
(委員長) 飯野 靖四	慶應義塾大学経済学部教授
植田 和弘	京都大学大学院経済学研究科教授
大塚 直	早稲田大学法学部教授
奥野 正寛	東京大学大学院経済学研究科教授
小幡 純子	上智大学法学部教授
佐和 隆光	京都大学経済研究所教授
竹内佐和子	東京大学大学院工学系研究科MOT担当教官 (株) 投資工学センター所長
土屋 俊康	税理士
寺西 俊一	一橋大学大学院経済学研究科教授
鳥井 弘之	東京工業大学原子炉工学研究所教授
中里 実	東京大学大学院法学政治学研究科教授
本間 正明	大阪大学大学院経済学研究科教授
榎井 成夫	読売新聞社論説委員
水野 忠恒	一橋大学大学院法学研究科教授
森田 恒幸	独立行政法人国立環境研究所社会環境システム 研究領域領域長
諸富 徹	京都大学大学院経済学研究科助教授
安原 正	(財) 環境情報普及センター顧問
横山 彰	中央大学総合政策学部教授
横山 裕道	淑徳大学国際コミュニケーション学部教授
(委員長代理) 和氣 洋子	慶應義塾大学商学部教授

温暖化対策税制の具体的な制度の案
～国民による検討・議論のための提案～
(報告)

目次

委員名簿	1
地球温暖化対策税制専門委員会の検討経緯	2
報告の取りまとめに当たって	3
温暖化対策税制の具体的な制度の案 ～国民による検討・議論のための提案～	6
1 地球温暖化対策の現状についての認識、これに照らした 温暖化対策税の特長 －なぜ温暖化対策税を検討するのか－	6
2 税の性格、課税要件 －何について温暖化対策税を課税し、誰が納付するのか－	13
3 税負担軽減についての考え方 －例えば、対策を積極的に行った人や企業なども、なお税金を払 わなければいけないのか－	16
4 税収の使途についての考え方 －温暖化対策税の税収は何に使うのか－	17
5 既存エネルギー関係諸税との関係についての考え方 －化石燃料に対する税としては既に石油石炭税や揮発油税があり、 これらの税によるCO ₂ 抑制効果や、これらの税の税収を温暖化 対策に活用することも考えられるのに、なぜ温暖化対策税の検討 を行っているのか－	22
6 温暖化対策上の効果及び経済等への正負の影響 －必需品である石油などのエネルギーに係る税負担を増やして、 経済はどうなるのか－	24
代替案の検討 ～温暖化対策税について他の案は考えられないのか～	28
おわりに　～政府における今後の検討に当たっての留意点～	31
(参考)温暖化対策税制の具体的な制度の案(イメージ図)	32
ワーキンググループ報告「温暖化対策税の具体案検討に向けて」(別添)	

〈環境省ホームページより〉

温暖化対策税制の具体的な制度の案 ～国民による検討・議論のための提案～

(報告)

平成15年8月29日

中央環境審議会
総合政策・地球環境合同部会
地球温暖化対策税制専門委員会

森林の未来を憂えて

—国民森林会議設立趣意書—

日本の風景の象徴である松林が枯れつづけています。近年、台風や豪雪で各地の山林が大きな被害をうけました。また、森林を伐りすぎたため、水資源の不安が強まっています。

一九六〇年代の高度経済成長のもとで、人びとは農山漁村から大量に都市へ流出しました。どくに林業の分野では、戦後大規模に造林を進めたにもかかわらず、その手入れはなおりにされています。日本の森林は、いま病んでいます。このままではわが国の中文化を育んできた森林・山村はさらに荒廃し、その未来はまさに暗いといわねばなりません。

このような現実を見過ごしてよいのでしょうか。いま私たちは、次のような課題の解決を迫られていると思います。

一、二一世紀初頭までには、地球上の森林の二割が失われるといわれています。人類にとって重要な機能をもつ森林に、私たちほどのように活力を与え、守り育てていくべきでしょうか。

一、森林は、林業にかかる人びとによつてこれまで辛うじて支えられてきました。このままでは、その担い手を失う日が近いのではないかでしょうか。

一、山村に住み、林業で働いている人びと、都市に住む人などはどういう手をぎり合えるでしょうか。

一、いまみられる民有林や国有林の危機的状態は、どのようにして克服することができるでしょうか。

一、いま、わが国は、木材需要の七割を外材に依存しています。森林資源の枯渇する中で、開発途上国の森林にどのようにかかわるべきでしょうか。

このような森林をめぐる諸問題の解決は、決して林業関係者だけにゆだねておくべきではありません。美しい国土と緑を子孫に残すために、日本の森林はどうあるべきか、いまこそ国民的合意を高める必要があります。

私たちは、以上のような国民的立場から、将来の森林や林業、山村のあり方を方向づけ、提言としてまとめ、その実現を期したいと思います。このためには、広い視野と長期の展望に基づいた英知の広範な結集がせひ必要です。

そこで「国民森林会議」を設立し、広く国民・政府に訴えることを決意するに至りました。多くの方々のご賛同ご加入を望んでやまない次第です。

一九八二年一月九日

季刊 国民と森林

2003年秋季号
第86号

■発行 2003年10月1日

■発行責任者 半田良一

■発行所 国民森林会議

東京都文京区大塚3-28-7

TEL 03-3945-6931

振替口座00120-0-70096

■定価 1,000円(税込)

(年額3,000円)